

**議事日程（一般質問日） 令和元年12月10日 午前9時開議**

- 日程第 1 一般質問について
- 日程第 2 議案第53号 令和元年度三重県桑名郡木曾岬町一般会計補正予算（第3号）について
- 日程第 3 議案第54号 令和元年度三重県桑名郡木曾岬町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について
- 日程第 4 議案第55号 令和元年度三重県桑名郡木曾岬町介護保険特別会計補正予算（第3号）について
- 日程第 5 議案第56号 木曾岬町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定について
- 日程第 6 議案第57号 木曾岬町企業誘致促進条例の制定について
- 日程第 7 議案第58号 木曾岬町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 8 議案第59号 町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 9 議案第60号 木曾岬町地域経済牽引事業の促進のための固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第10 議案第61号 木曾岬町農業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第11 議案第62号 木曾岬町公共下水道条例の一部を改正する条例の制定について

**本日の会議に付した事件**

議事日程と同じ

**出席議員（8名）**

1番	鎌田 鷹介 君	2番	伊藤 厚紀 君
3番	加藤 真人 君	5番	服部 英二夫 君
6番	三輪 一雅 君	7番	伊藤 律雄 君
8番	中川 和子 君	9番	伊藤 好博 君

**欠席議員（0名）**

**議場出席説明者**

町長	加藤 隆 君	副町長	森 清 秀 君
教育長	山北 哲 君	総務政策課長	伊藤 啓二 君
危機管理課長	小島 裕紹 君	会計管理者	服部 孝龍 君
産業課長	平松 孝浩 君	建設課長	内山 幸治 君
住民課長	山田 克己 君	福祉健康課長	松本 大 君

税務課長 藤井光利君 教育課長 伊藤正典君  
事務局出席職員

事務局長 白木 悟 議会事務局 渡辺千智

=====

午前 9時 0分開議

○議長（伊藤律雄君） 皆様、おはようございます。

議員の皆様には、諸般何かと御多用の中、御出席を賜り、厚く御礼申し上げます。また、加藤町長を初め執行部の皆様におかれましても御出席いただき、ありがとうございます。

令和元年第4回定例会は12月5日に開かれまして、本日、一般質問日でございます。この後、行われる一般質問並びに議案質疑に際しまして、慎重な審議を尽くしていただきますようお願い申し上げまして、開会の御挨拶といたします。

ただいまの出席議員数は8名です。よって、定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、既にお手元に配付のとおりでございます。

#### 日程第1 一般質問について

○議長（伊藤律雄君） 日程第1、一般質問でございます。

一般質問の通告を受けておりますのは、

- ① 1番議席 鎌田 鷹介 君
- ② 3番議席 加藤 真人 君
- ③ 6番議席 三輪 一雅 君
- ④ 8番議席 中川 和子 君、以上4名の方でございます。

一般質問の発言の順序は、定例会開会日の議会運営委員長の報告のとおり、受け付け順に発言をいただきます。

なお、質問内容は、簡潔、明瞭でお願いします。

また、議会運営委員会で資料として配付した鎌田議員の避難所の運用マニュアルによって、2行目の学校、体育館などは、施設の間違いがあったということで、改めて議員各位のお手元に配付させていただきました。

それでは、1番議席、鎌田鷹介君の質問を許します。

登壇の上、お願いいたします。

○1番（鎌田鷹介君） 議長、1番。

○議長（伊藤律雄君） 1番、鎌田鷹介君。

○1番（鎌田鷹介君） 改めまして、おはようございます。

1番議席の鎌田鷹介でございます。

通告書の内容に従いまして、質問をさせていただきます。

今、全国的にひきこもりの長期化、また、高齢化が深刻な問題になりつつある現状の中

で、内閣府では、平成30年度に40歳から64歳までを対象とした中高年のひきこもりの状態調査を実施し、その調査結果が平成31年3月29日に公開されました。

内容としましては、全国で約61万人がひきこもりの状態にあることが判明し、その対策が急がれています。この数字の背景にはさまざまな要因が隠されていると考えますが、ひきこもりの子を支える家族も70歳から80歳へと高齢化が進んで介護を受ける側となり、また、病気やその他の理由で収入が途絶え、子を支えることも困難となり、生活困窮の状態に陥る家庭がふえるなど、社会問題となっています。

そうした現状は80代の親と50代の子を意味する8050問題と呼ばれ、国はひきこもり家庭を含めた生活困窮家庭を支援するため、生活困窮者自立支援法を昨年10月に改正し、8050問題への対応も考慮されています。

そうした状況の中で、町や社会福祉協議会では、既にひきこもり問題の対応や改善に向けてさまざまな取り組みを実施されておりますが、現状の取り組み状況と今後の対策についてお聞きいたします。

○議長（伊藤律雄君） 1番議席、鎌田君の質問に対して、町長、御答弁願います。

○町長（加藤 隆君） 議長。

○議長（伊藤律雄君） 加藤町長。

○町長（加藤 隆君） 改めて、皆さん、おはようございます。

令和元年、ことしも早いもので師走を迎えました。年の瀬、何かと気ぜわしい時節となってまいりましたが、令和元年第4回の本曾岬町議会定例会を去る12月5日に開会いただき、今期定例会には10議案を提出させていただいております。補正予算及び条例の制定、そして、改正案などを御審議を願っているところでございます。本日は一般質問日を迎え、今期定例会には4人の議員から御質問の通告をいただいております。それぞれ誠意を持って御答弁を申し上げますので、よろしく願いいたします。

それでは、まず、先ほどの1番議席、鎌田鷹介議員の8050問題についての質問に対し、御答弁をさせていただきます。

長期化する中高年のひきこもりや、その家庭の地域からの孤立化が大きな社会問題であるという認識が広がる中、本町の地域包括支援センターにおいては、高齢者などへの相談事業の中で、ひきこもりの状態にある中高年の子どもについての相談や、医療機関などへの引き継ぎなど、家族全体を支援の対象として訪問事業を実施いたしているところでございます。将来への不安感などを和らげながら、社会参加を促しているところでございます。

また、社会福祉協議会では、低所得者などが緊急的かつ一時的に生計の維持が困難となった場合は、食料などの生活に必要な現物を提供する緊急生活支援事業を実施いたしております。さらに、三重県社会福祉協議会を通じて、家計の収支の均衡がとれていないなど、家計に課題を抱える生活困窮者に対して、家計の視点から、必要な情報提供や専門的な助言、指導などを行う家計改善支援により、必要な生活を維持するための支援事業を実施し

ているところでございます。

今後においても、ひきこもりの状態にある方やその家族からの相談を確実に受けとめるため、ひきこもりに関する相談窓口を令和2年1月に設置を予定しておりまして、引き続き、適切な自立支援策に取り組む体制づくりを構築していきたいと考えているところでございます。御理解のほどをよろしくお願い申し上げ、鎌田議員の8050問題についての答弁とさせていただきます。よろしく御理解のほどをお願いいたします。

○議長（伊藤律雄君） 鎌田鷹介君、よろしいですか。

○1番（鎌田鷹介君） 議長。

○議長（伊藤律雄君） 1番議席、鎌田鷹介君。

○1番（鎌田鷹介君） 先ほどの相談についてなんですけれども、相談者が三重県生活支援センターへ直接電話や来所した場合というのは、生活支援センターの方が訪問して、相談者が役場や社会福祉協議会に相談された際には、社会福祉協議会が訪問を行うことになるわけなんですけれども、どちらの場合においてもアウトリーチ、支援プランの作成、必要に応じた支援などを滞りなく行えるように連携されているのか、お聞きいたします。

○議長（伊藤律雄君） 再質問に対して、加藤町長、答弁願います。

○町長（加藤 隆君） 議長。

○議長（伊藤律雄君） 加藤町長。

○町長（加藤 隆君） 鎌田議員の再質問でございますが、具体的な支援活動のことでございますので、担当課長のほうから説明させていただきますので、よろしく願いいたします。

○福祉健康課長（松本 大君） 議長。

○議長（伊藤律雄君） 福祉健康課長、松本課長、どうぞ。

○福祉健康課長（松本 大君） 今、三重県でひきこもりの地域支援センターは平成25年の4月に設置のほうがございます。基本的にそちらのほうは津のほうにありまして、来所型といいますか、電話とか来所による相談をそちらのほうでは受け付けております。その方は木曾岬町の方だった場合においては、福祉健康課のほうと連携をとって、その方に対して訪問するなりのこれからは支援していくということで、連携は図られている状況でございます。

以上です。

○議長（伊藤律雄君） 鎌田鷹介君、よろしいですか。

○1番（鎌田鷹介君） 議長。

○議長（伊藤律雄君） 鎌田鷹介君。

○1番（鎌田鷹介君） 先ほどの話なんですけれど、どちらの場合においても平等というか、必要な支援を一緒のように受けられるという考え方でよろしいんですかね。アウトリーチに関しても町が行うということですよ。

○福祉健康課長（松本 大君） 議長。

○議長（伊藤律雄君） 松本課長。

○福祉健康課長（松本 大君） 今回の内容の質問なんですけれども、相談者によってさまざまな相談の内容があるかと思えます。その内容に応じて三重県のひきこもりの地域支援センターと内容について、相談といいますか、連携を図った上で、ひきこもりの相談をされた方に対しての対応をしたいというふうに考えておりますので、御理解いただきたいと思えます。

○議長（伊藤律雄君） 鎌田鷹介君、よろしいですか。

○1番（鎌田鷹介君） 議長。

○議長（伊藤律雄君） 鎌田鷹介君。

○1番（鎌田鷹介君） ありがとうございました。

次に、災害発生時における避難所運用マニュアルについてお聞きいたします。

災害発生時には、災害対策基本法等に基づき、予防、応急、復旧、復興というあらゆる局面に応じ、国と地方公共団体の権限と責任が明確化されております。

地域防災計画では、防災体制の確立、防災事業の促進、災害復旧の迅速・適切化等を定めており、さらに、多彩な災害発生に備え、地域防災マニュアルや避難所運用マニュアル等を整備することとなっております。

昨今の台風被害では、一部自治体の避難所運営に自治体職員がかかわったことにより災害対応に支障を来すケースが見られ、国や県との連携や支援の受け入れなど、自治体職員は特に初動期において多忙をきわめます。この間に職員がさまざまな事情から避難所運営に当たってしまうと、被災者救助を初め、災害復旧に重大な影響を及ぼしかねません。

内閣府が公表している避難所の良好な生活環境の確保に向けた取り組み方針には、市町村の避難所関係職員以外の者でも避難所を立ち上げることができるよう、わかりやすい手引、マニュアルの整備が必要であるとなっております。

今、全国多くの自治体で避難所での運用マニュアルの作成が進んでおり、近年、頻発する自然災害の発生状況を考える中、当町も災害時に避難所での避難所運用マニュアルの作成を早急に進めるべきだと考えますが、当町での今後の対応についてお聞きいたします。

○議長（伊藤律雄君） 1番議席、鎌田鷹介君の質問に対し、町長、御答弁願います。

○町長（加藤 隆君） 議長。

○議長（伊藤律雄君） 加藤町長。

○町長（加藤 隆君） それでは、続いて、鎌田議員の2点目の御質問でございます。

避難所での運用マニュアルについての御質問に対し、御答弁を申し上げます。

避難所の運営対策につきましては、近年、国内各地で発生している災害の教訓から、大規模かつ突発的な災害が発生した際には、行政が主体となって避難所を運営することは難しいということが明らかになってきております。内閣府から示された避難所運営ガイドラ

インでも、避難所生活は住民が主体となって行うべきものとされているところでございます。

また、本町の地域防災計画では、地域の実情に応じた避難所運営対策を講じるよう努めるものとし、特に指定避難所ごとの避難所運営マニュアルの整備を図り、関係者による避難所運営訓練の実施を推進すると記載されておりますことから、平成29年に町としての避難所運営の基本方針をまとめた木曾岬町避難所開設運営基本マニュアルを作成いたしました。これをベースに、自主防災会が中心となって指定避難所ごとの運営マニュアルを作成していただくという方針を立てさせていただいているところでございます。本年5月に開催した自主防災会意見交換会の場においても、このことを説明させていただいたところでございます。

現在のところ、マニュアルを完成させた指定避難所はございませんが、早い段階で指定避難所全ての避難所運営マニュアルが完成するよう、引き続き、それぞれの自主防災会に対して作成支援を行っていきたいと考えているところでございます。

また、避難所運営訓練につきましては、平成29年度以降、本年度まで、避難所開設訓練や避難所運営ゲーム、いわゆるHUGを活用した避難所運営訓練を実施させていただきました。毎年多くの方々に御参加いただいておりますので、こうした訓練を今後も繰り返し行っていくこととあわせて、本年度作成を進めております新しい防災ガイドブックを有効的に活用しながら、それぞれの自主防災会が内閣府のガイドラインが示す円滑な避難所運営が自主的に行えるような体制となるよう、支援をしていきたいと考えているところでございます。

以上のことを申し上げまして、鎌田鷹介議員の避難所での運営マニュアルについての御答弁とさせていただきます。よろしく御理解のほどをお願いいたします。

○議長（伊藤律雄君） 鎌田鷹介君、よろしいですか。

○1番（鎌田鷹介君） 議長。

○議長（伊藤律雄君） 1番議席、鎌田鷹介君。

○1番（鎌田鷹介君） 先ほどの御答弁で早い段階で作成していくということだったんですけども、特に小中学校体育館においては、発災時の一定期間は学校の管理下という点を踏まえて、教職員が避難所の開設、運営の協力を可能な限り手伝わざるを得ないことが予想されます。

また、児童生徒や地域住民が避難するため、対応については学校関係者と協議の上、学校独自のマニュアルを作成する必要があると考えておりますが、当町としてはどのようなお考えでしょうか。

○議長（伊藤律雄君） 加藤町長、再質問に対し、御答弁願います。

○町長（加藤 隆君） 議長。

○議長（伊藤律雄君） 加藤町長。

○町長（加藤 隆君） 鎌田議員の再質問でございますが、避難所の管理上の問題もございます。具体的に小学校のというようなお話でしたね。危機管理課の小島課長のほうから具体的に説明させていただきますので、よろしく願いいたします。

○危機管理課長（小島裕紹君） 議長。

○議長（伊藤律雄君） 危機管理課長、小島課長。

○危機管理課長（小島裕紹君） 今、御指摘いただきました学校関係者の避難所運営に係るところですけれども、私ども危機管理課といたしましても、それは必要なことだというふうに考えておまして、平成29年度の訓練のときには、中学校の教職員及び生徒の皆さんにも一緒に参加していただいて、地元の自主防災会の避難者の受け入れ、そして、また、非常食の配布といった訓練をしていただいております。

この訓練をもとに、学校のほうで先生として何ができるのか、生徒として何ができるのかということの洗い出しを今お願いしているところでございます。ただ、小学生に関しましては、さすがに先生方の避難者の受け入れということは可能だと思うんですけど、児童の方がそれに携わるということはなかなか難しいということもございまして、小学校の先生方とも密な連携をとりながら、こういった形で先生にお願いができるのかということは今検討しているところでございます。

以上です。

○議長（伊藤律雄君） 鎌田鷹介君、よろしいですか。

○1番（鎌田鷹介君） 議長。

○議長（伊藤律雄君） 1番議席、鎌田鷹介君。

○1番（鎌田鷹介君） ありがとうございます。

以上で私からの一般質問を終了させていただきます。

○議長（伊藤律雄君） 続きまして、3番議席、加藤真人君の質問を許します。

それでは、登壇の上、お願いいたします。

○3番（加藤真人君） 議長、3番。

○議長（伊藤律雄君） 3番議席、加藤真人君。

○3番（加藤真人君） それでは、通告書に基づきまして、質問させていただきます。

交通安全対策についてということで、以前にもこれと同じようなことを一度質問させていただきまして、かぶる部分が少しあるかとは思いますが、御容赦をお願いしたいと思います。

子どもたちの通学時における安全対策ということで、通学道路において、大変危険なところがあるように思われます。また、道路上にカラー舗装などの試験的に施工された部分があります。その部分についての成果というか、住民からの意見など、どのようなふうにご捉えておられますか。また、保育園などのキッズ・ゾーンの設置などの考えはありますかということでございます。

あと、町内における工事現場が多数というか、長期間にわたって行われておりますが、その部分における安全対策は万全に行われているかということをお質問したいと思っております。よろしくお願ひします。

○議長（伊藤律雄君） 3番議席、加藤眞人君の質問に対し、町長、御答弁願ひします。

○町長（加藤 隆君） 議長。

○議長（伊藤律雄君） 加藤町長。

○町長（加藤 隆君） それでは、ただいまの3番議席、加藤眞人議員の交通安全対策についての御質問に対し、御答弁を申し上げます。

本町の通学路の安全対策につきましては、平成27年1月に木曾岬町通学路交通安全プログラムを策定いたしまして、関係機関と連携して児童が安全に通学できるよう、通学路の安全確保に努めてきたところでございます。

ただいま御質問いただきました子どもたちの通学時における安全対策として、今後、カラー舗装の考えはについてでございますが、平成30年度に小学校の東側の町道雁ヶ地・松永線の舗装修繕工事にあわせて、木曾岬神社前から小学校方面に向けて約120メートルを実施したところでございます。

小学校からは一定程度の効果があったと聞いているところであり、今後も関係機関と協議を重ねながら、必要な箇所につきましては予算を確保し、計画的に対策を実施していきたいと考えております。

また、次に、キッズ・ゾーンの設置についてでございますが、滋賀県大津市の保育所外の移動中に発生した園児の交通事故を受けまして、本年の5月に、園児の交通事故を防止するため、保育士が散歩などの園外活動の経路を回って園児の誘導方法や道路の安全確認を行い、危険箇所の洗い出し作業を行いました。その結果をもとに、警察などの関係機関や町建設課と交通安全対策を協議、検討いたしまして道路標示を修繕するなど、安全確保を図りました。

キッズ・ゾーンの設置につきましては、設置基準を踏まえて検討し、本町の実情に合わせた方法で交通安全対策を講じていきたいと考えております。

次に、工事現場が長期間に及んでいるが、周辺の安全対策はについてでございますが、工事現場の安全対策につきましては、工事着手前に施工計画書や警察署に提出する道路使用届などにおいて交通安全対策の確認を行っておりまして、通学路であれば小学校への通知は発注者あるいは業者からの説明がございまして、児童の通学時の安全確保に努めているところでございます。

もう一点の川先の排水機設置工事の前面道路の片側通行につきましては、工事の施工状況に応じ、一時的に通行車両や歩行者への安全対策を実施しておりましたが、令和元年11月9日に重量のある大型車両が早い速度で通過する際の振動によって、鋼矢板と薬液で固定された町道側の土砂にすき間が生じまして、地下水及び道路土砂が排水機場内に流出

したことによって町道が沈下する事象が発生いたしました。

このことから、工事時間外についても常時片側通行とし、周辺の安全対策としては、工事車両の搬出入及び町道付近の工事などの際にはガードマンを設置するとともに、ガードマンの不在時には車両用の仮設信号を設置して、通行車両や歩行者の危険防止に努めるよう、発注者である三重県に指導いたしたところでございます。

町におきましては、引き続き、現場の状況に応じた安全対策の指導に努めてまいりたいと考えております。また工事が長期に及んでいる現場につきましても、施工業者には適切な安全対策を実施するよう指導してまいります。

以上のことを申し上げまして、加藤真人議員の交通安全対策についての御答弁とさせていただきます。よろしく御理解のほどをお願いいたします。

○議長（伊藤律雄君） 加藤真人君、よろしいですか。

○3番（加藤真人君） 議長。

○議長（伊藤律雄君） 3番議席、加藤真人君。

○3番（加藤真人君） 町長のほうから適切な御答弁をいただきまして、ありがとうございます。

子どもの通学路というか、通学路もそうですけど、一般的に歩行者、自転車などが通る道路におきまして、町として、カラー舗装は随時検討しながら進めていくというようなお話でございますけれども、今、木曾岬町の中で、特に公共施設の周り、また、工場、会社などの隣接部分に対するところのは大体通学路というか、通勤、通学で非常に車が多く、また歩行者も多い場所が木曾岬に二、三カ所あると思います。そういうところにおいて、やっぱり効果が見えているということですので、早い時期に適切な処置をしていただいて、そこを通られる人の安全対策をとっていただきたいと思います。

それと、キッズ・ゾーンにおいては、国のほうで指導というか、都道府県に指導があったと聞いております。木曾岬町のほうでも幼稚園・保育園のところ、大きな事故ではないですけども、事故なども起きておるような状況であります。そういう部分において、やっぱりキッズ・ゾーンの設置というものを真剣に取り組んでいかなきゃいかんのではないかと思いますけれども、その辺のところの考えというか、どのように進めていかれるかということをお聞きしたいと思います。

○議長（伊藤律雄君） 加藤真人君の再質問に対して、御答弁願います。

○町長（加藤 隆君） 議長。

○議長（伊藤律雄君） 加藤町長。

○町長（加藤 隆君） 加藤真人議員の再質問、カラー舗装やら、あるいはそれぞれ危険箇所があるというようなお話でございます。3点ほどの再質問だったかなと思いますが、それぞれ担当課長のほうから説明させていただきますので、よろしくをお願いいたします。

○建設課長（内山幸治君） 議長。

○議長（伊藤律雄君） 建設課長、内山課長、どうぞ。

○建設課長（内山幸治君） 再質問のほうにお答えさせていただきたいと思います。

まず、カラー舗装について、今後の対応はということですが、先ほど加藤町長の答弁にもありましたように、小学校のほうから一定程度の効果があったというふうにお聞きしております。

ですので、今後、歩行者の安全対策は非常に重要であると考えて進めていきたいと考えているところですが、今後につきましては、まず、通学路を優先的に整備していきたいと思っております。また、そのために優先順位、場所というのは関係機関、町長答弁にもありましたが、通学路交通安全プログラムというのを策定しておくわけなんです。それは、教育委員会、警察、木曾岬町駐在所などが集まって会議しているところですが、そこで必要なところをピックアップしていただいて、そこで優先順位を決めていただいて必要な予算を確保して進めていきたいというふう考えております。

以上でございます。

○福祉健康課長（松本 大君） 議長。

○議長（伊藤律雄君） 松本課長。

○福祉健康課長（松本 大君） キッズ・ゾーンの設定についての検討の内容のことなんですけれども、キッズ・ゾーンの設置につきましては、保育所の範囲から半径500メートルというような、原則としてそのような区域の中での設置という基準が設けられております。そういう中で、道路の管理者、建設課のほうとか、あとは、警察のほうとの協議の上に、キッズ・ゾーンを設定するというふうになっております。

町におきましては、スクールゾーンというものもありますし、そういうスクールゾーンとかキッズ・ゾーンの内容も含めて協議して、木曾岬町の実情に合った設定の仕方をしていきたいということで今後進めていきたいと考えておりますので、御理解いただきたいと思います。

○議長（伊藤律雄君） 加藤真人君、よろしいですか。

○3番（加藤真人君） 議長。

○議長（伊藤律雄君） 3番議席、加藤真人君。

○3番（加藤真人君） 建設課長のほうから御答弁がありましたが、検討していくというふうなことでございますけれども、現状、住民の方からも大変危ないというか、通学時に危ない部分が見えると。特に道路の広い部分については歩道などが設置されておりますけれども、狭い部分においてそういう設置もなく、車の通りも多いということで、考えた場合、危険を感じるというようなことを伺います。特に場所を言わせていただきますと、小林線から栄へ抜ける道路、途中、歩道はありますけれども、特にJA、農協さんから交差点の部分までの狭い部分について、特に今この時期、農家の方も出荷とか何かでちょうど

あの辺は非常に通勤帯、通学帯と、仕事の方が時間帯が同じような時間帯になるというようにもあって、通られる方、子どもたちも大変びくびくして通学しているような状態が考えられます。そういうところは、検討会があるというものの、やっぱり職員の方々も町内をくまなく歩いてみえると思いますもんで、その辺のところの対応をいち早く対応していただけるようお願いしたいと思います。

また、ほかにも木曾岬神社から中和泉を抜けて木曾岬中学校へ行く県道、この部分においても歩道もなければそういうカラーもないと。それで、県道におきましては一般車両の通行も非常に多いし、朝の通学時間帯とも合致いたしまして、非常に危険を伴うと。そういう部分においては、いいと思われることはやっぱり早急に対策を施していただきたいと思います。

もう一つ、今の工事現場の件ですけれども、特に川先の水門のところですけども、工事車両というか、工事区間の方面はしっかりと安全対策が施されると思います。歩道側においては安全ポールのほうも破損したり、また、歩道側には雑草も生えておったりして、非常に歩く人、また自転車の方々、特にあそこはスーパーがありまして朝晩、日中もそうですけど、結構な歩行者、自転車の人たちがみえますから、特にあの辺の安全対策というのはやっぱり町としてしっかり考えていただきたいと思います。その辺の対策はどのようにとっていかれますか。

○議長（伊藤律雄君） 3番議席、加藤真人君の再質問に対して、御答弁願います。

○建設課長（内山幸治君） 議長。

○議長（伊藤律雄君） 内山課長。

○建設課長（内山幸治君） 加藤真人議員のほうから2点ほどあったかと思います。

1つは、幅員の狭い道路の安全対策ということで、2カ所ほど挙げていただきました。

その2カ所に関しては、まずは現場のほうを確認して、必要な対応のほうを検討していきたいと思っております。特に中学校のほうですか、非常に幅員も狭いということで、カラー舗装ができるかどうかということも含めて、まず現地を確認して対応のほうを検討していきたいと思っております。

もう一点、川先排水機場のほうの歩道の安全ポールが老朽化で倒れているとか、草が生えている、歩行者の通行に支障があるということでもございましたので、それにつきましては、現地を確認して早急に対応していきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（伊藤律雄君） 加藤真人君、よろしいですか。

○3番（加藤真人君） 議長。

○議長（伊藤律雄君） 3番議席、加藤真人君。

○3番（加藤真人君） キッズ・ゾーンの件についてお伺いします。

厚生労働省のほうから全国の自治体に対して保育園周辺道路のドライバーに注意を呼び

かけるという意味でキッズ・ゾーンの設置が促されておりますけれども、木曾岬町でも、大きい小さいは別として、結構、事故などがあって、やっぱり検討していくということも大事ですけど、現実、そういうことが起こっていますから、やっぱり早急な対策というものを実際に考えていただかんかならんとと思います。

また、幼児たちの散歩コースについて、その辺のところがどのように安全対策がとられておるか、その辺のところをお聞かせください。

○議長（伊藤律雄君） 3番議席、加藤真人君の再質問に対し、御答弁願います。

○福祉健康課長（松本 大君） 議長。

○議長（伊藤律雄君） 松本課長。

○福祉健康課長（松本 大君） まず、キッズ・ゾーンの範囲につきましては、地域の実情に応じて柔軟に設定すべきというような形で規定のほうはされておりますので、柔軟にということの意味合いも含めて、先ほど言った道路管理者と警察のほうとも協議の上、検討すべき内容かなということを進めていきたいと思っているんですけど、また、スクールゾーンの関係もありますので、そちらの兼ね合いも含めて、検討のほうをしていきたいというふうに考えております。

先ほど散歩コースの危険箇所につきましては、5月の上旬に先ほどの大津市の事故を受けたことによって、5月の中旬に早々に保育士によって、3人1組にしましてずっと散歩コースを回って危険箇所の洗い出しを行って、その洗い出しした結果で、道路表示などにつきましては早急に修繕等も行っていただいておりますので、そちらの対応は早急に行っている状況ですので、キッズ・ゾーンについても早々に検討するのか、スクールゾーンともあわせて検討はしていきたいというふうなことは考えておりますけれども、設置するかどうかというのはまた協議の上、進めていきたいというふうに考えております。

○議長（伊藤律雄君） 加藤真人君、よろしいですか。

○3番（加藤真人君） 議長。

○議長（伊藤律雄君） 3番議席、加藤真人君。

○3番（加藤真人君） 建設課、また、福祉健康課のほうからもいろいろ考えて施策は進めていただいておりますように思いますけれども、道路におきまして住民の安心安全、また、車に乗られる方もそういうカラー舗装ということによって目的意識、そういうものがはっきりしてくると思いますし、注意を促すという意味でもしっかりと自分の中で捉えることができると思いますので、早急に住民サイドの目線に立って、交通安全に対して前向きに速やかに進めていただきたいと思います。

以上で私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（伊藤律雄君） 続きまして、6番議席、三輪一雅君の質問を許します。

それでは、登壇の上、お願いいたします。

○6番（三輪一雅君） 議長、6番。

○議長（伊藤律雄君） 6番議席、三輪一雅君。

○6番（三輪一雅君） 改めまして、おはようございます。6番議席の三輪一雅でございます。

きょう、私は2つ質問をさせていただきます。

K Y Bの免震ダンパーデータ改ざん問題についてでございます。

K Y B株式会社の子会社でありますカヤバシステムマシナリーによる免震材料及び制振部材のデータ改ざん問題が発覚しまして、約1年というふうになります。直後に、残念なことに当町の複合型施設に採用されました免震ダンパーもその製品が使われていたことが判明してしまい、問題となったところであります。

その際の議会への説明では、ひとまず使用を継続していても大きな問題にはならないと、メーカーの説明があったとのことでもございました。不正が発覚して1年経過したわけですが、幸い、大きい地震はありませんでしたので、そういった意味での免震が機能するような地震は起きておりません。しかしながら、結局何がどうひとまず問題にならないのかということにおいては、どういった結論に至ってそういうことになったのかということに対して、もう少し詳細な説明をお願いしたいというふうに思います。

○議長（伊藤律雄君） 6番議席の三輪一雅君の質問に対し、町長、答弁願います。

○町長（加藤 隆君） 議長。

○議長（伊藤律雄君） 加藤町長。

○町長（加藤 隆君） それでは、ただいまの6番議席、三輪一雅議員のK Y Bの免震ダンパーデータ改ざん問題についての御質問に対し、御答弁を申し上げます。

複合型施設に設置されたK Y B社の免震オイルダンパーの検査データ改ざん問題につきましては、昨年11月16日に開催されました木曾岬町議会全員協議会において、10月16日に国土交通省からK Y B社の免震オイルダンパーにデータ改ざんの事実が公表されたことから、11月7日に設計事務所及び施工業者からの説明を受けたところまでの報告を行っております。

この中で、設計事務所からは、国土交通省がK Y B社の出荷製品の安全性に対し、震度6から7クラスの巨大地震でも直ちに倒壊、破損する恐れはないことが公表されたことや、施工業者からは、国土交通省の指導に基づきK Y B社から得る製品個別データで年内に安全検証が行われる予定であることの報告をさせていただき、その結果や今後の対応方針が決まった段階で報告させていただくと説明させていただいたところでございます。

その後、本年の2月にK Y B社から免震ダンパーの検査データ改ざん前のデータが検査機内で多数確認され、国土交通省に報告し、国土交通省から構造安全性検証を行う指示を受けたことと、この検証の結果、当町の複合型施設に使用された免震ダンパー5本全てが国の定める合格基準を満たしており、適合品であった旨の報告を受けました。

しかし、私は、データの信頼性が確認できない以上、議会や住民の皆さんに説明できな

いとして、当初に発表された疑わしいものは全て交換する方針に基づいて交換してほしい旨を伝えたとところでございます。

その後、10カ月余りが経過し、12月2日にKYB社から経過報告を受けましたが、その概要は、当町が指摘したデータの信頼性を立証するために、国交省からの指導に基づき第三者評価機関に調査を依頼し、このほどこの評価機関から安全性の認証を得ることができたとの報告でありました。

KYB社は、データの信頼性を立証する手段として、検査機内に残っていた改ざん前のデータの保全、確認、真値を割り出すための解析手法の評定及び確認、KYB社が行った割り出し作業の適正検証の3項目について、国交省の指導を受けた評価機関に対しそれぞれの項目別に依頼し、最終10月30日に当町の複合型施設で使用された免震ダンパー8本全てが適合品のダンパーであることが立証されたという説明でございました。

しかし、町としては、市町支援団体でもある三重県建設技術センターとも相談いたしまして、町への技術的な説明だけでなく、真の安全性が確認された旨のプレスリリースを行っていただき、当町複合型施設の安全性を公にさせていただければ、議会や住民の方々に納得できるものではないことを伝えてございまして、現在、KYB社の対応を待っている状況でございます。

以上のことを申し上げ、KYBの免震ダンパーデータ改ざん問題についての御質問に対する答弁とさせていただきます。よろしく御理解のほどをお願いいたします。

○議長（伊藤律雄君） 三輪一雅君、よろしいですか。

○6番（三輪一雅君） 議長。

○議長（伊藤律雄君） 6番議席、三輪一雅君。

○6番（三輪一雅君） 前半の答弁に関しましては、おおむね最初に議会のほうに報告していただいたことでありまして、納得はしております。その中で、後半に対しては新しいお話も今幾つかいただきまして、基本的には8本全て適合品だという結論に、相手方からすると出したというようなお話でしたね。

1点お聞きしたいのは、この現物、実際、当町の免震ダンパー自体をメーカーなりが直接見に来たことというのはあるのかどうか、お聞きしたいと思います。

○議長（伊藤律雄君） 三輪一雅君の質問に対して、御答弁願います。

○町長（加藤 隆君） 議長。

○議長（伊藤律雄君） 加藤町長。

○町長（加藤 隆君） 三輪一雅議員の再質問でございます。

メーカーがダンパーを確認に来たことがあるのかということでございますが、なかったと記憶しております。

○議長（伊藤律雄君） 三輪一雅君、よろしいですか。

○6番（三輪一雅君） 議長。

○議長（伊藤律雄君） 6番議席、三輪一雅君。

○6番（三輪一雅君） 今回の不正問題って、大きく多分5つあるのかなと思うんですね。計数の書きかえというのが1つで、2つ目に、原点調整を恣意的に操作したというのと、それから3番目に、要は大臣の認定する不適合な材質使用というのが、それから4番目に装置剛性の係数を書きかえたというのと、5番目に、ねじの問題がありまして、そのねじというのは、ねじ込み量が実際のものとはちょっと違ったということで問題が出たというようなことがありましたので、大きく5つかなというふうに思うんですけども、多分うちの場合は係数を書きかえたということで問題になったのかなというのはわかるんですけども、現物を見ずにその辺の、例えば1つ言うと、ねじの問題なんていうのは現物を見ないとわからないんじゃないかなと私は思ったんですけど、そのあたり、メーカーってどのような話をしているのか、何かお話があったのかというのをお聞きしたいと思います。

○議長（伊藤律雄君） 三輪一雅君の質問に対して、御答弁願います。

○町長（加藤 隆君） 議長。

○議長（伊藤律雄君） 加藤町長。

○町長（加藤 隆君） 個別に疑問点を御指摘でございましてございますが、基本的にデータの改ざん、それを云々だったというふうに私どもは記憶しておりますし、そういったことの観点からの説明を受けたところでございますが、具体的に担当のほうで説明を受けておる点もあろうかと思っておりますので、担当課のほうから説明させていただきます。

○総務政策課長（伊藤啓二君） 議長。

○議長（伊藤律雄君） 総務政策課長。

○総務政策課長（伊藤啓二君） 再質問いただきました免震ダンパーの件、特に本答弁の後半の部分の2月の報告並びに12月の報告の分について、再度、この内容について報告申し上げたいと思います。

本答弁でもありましたとおり、2月の段階でKYB社からは、私どもの複合型施設に使われた8本のダンパーの出荷前の検査値データが社内の検査機の中で確認をされた。その確認のデータを国の基準に基づく判定値によって検査した結果、8本のダンパーの全ての数値というものが国の基準の中におさまったという報告を受けました。

しかし、これは本答弁でも先ほど話ししたとおり、私どもはKYB社様からだけの、自社での判断基準の中でこれが適合品であるということを言われても、これは納得ができない。なので、KYB社様が最初の方針で言われたとおり、疑わしきは全て取りかえということの方針で出されたのであるから、それに基づいて取りかえてほしいということと、それとあわせて、その検証結果も示されない限りは信用できないという話をしました。

これを受けてKYB社は、検査機内に残っておったデータといいますのは、私ども庁舎じゃなしに、かなりの全国で使われたダンパーの検査値があったということで、このことについては並行して国土交通省のほうにその対策についての判断を委ねておる形で相談さ

れておって、国土交通省のほうからは、それらのKYBに残された検査機内のデータというものの信憑性について、第三者機関であるところに調査を依頼して、第三者機関での判定の結果を待った後に検証を行うということが算定されまして、いわゆる判定方法といえますのは、まず、KYB社の出荷前の検査機内のデータからその存在があったわけなんですけど、このデータの保全性であったりとか、取り出し方の確認の問題については、国土交通省が指導したリーガルテック社というところに調査は依頼されました。

また、真値、いわゆる残されておったデータの本来の値というものを割り出すための解析方法については、KYBが自社で解析をしておるんですが、そのやり方、内容につきましても日本免震構造協会に依頼して、そのデータが最終なデータであり、または解析方法についての分析をここの免震協会に委託された。

そして、さらに、KYBが行った割り出し作業の適正かどうかの検証確認を、これも第三者であるアルテス社というところが国土交通省の依頼を受け調査に入った。この中で、私どものデータも含めて、検査機関に残っておったデータのある程度のダンパーのものとというのが、国が定める検査値内のデータで確認されたと。

今議員が御指摘のダンパーそのものをKYB社が見に行ってもいないのにそれだけで判断ができたのかということですが、KYB社からの報告を受けると、ダンパーを出荷する前の真値のデータが第三者機関によって確認していただいたし、自社でも確認した。このことによって検査機内のデータというものは、出荷する前にダンパーをそこで試験しながら検査値をとるわけですので、こちらに今設置されておるダンパーを見に来なくても、出荷前の段階のダンパー原本のデータでございますので、その真値が確認されたということから、国のほうではこれの安全性が評価されたというように報告を受けました。

しかし、私ども、本答弁でもありましたとおり、12月にその旨の報告を受けたわけなんですけど、これが単なるKYB社からの説明だけで町として了解を受けたということには、議会の皆様や住民の方々が納得できないと。しかるべき公の場で公表を、いわゆるプレスリリース等で行っていただいて、その結果を待って私どもは判断させてもらいたいということが、現在、先方にお伝えしてございます。

以上でございます。

○議長（伊藤律雄君） 三輪一雅君、よろしいですか。

○6番（三輪一雅君） 議長。

○議長（伊藤律雄君） 6番議席、三輪一雅君。

○6番（三輪一雅君） 第三者の検査機関がいろいろ調査をした結果、最終的には問題はないというようなお話になったのだろうというのは推測できるんですけど、もちろん調べても物すごく難しく、何と何がどう状況になっているかというのはよくわからなかったんですよね。

そもそも多分問題になったのは、今の検査データというものの本来入らなきゃいけないラインの中から外れていました、外れたデータが、それは捜査されて、全部適合品だよというふうに持ち込まれたわけですよ。外れた部分というものがどこまでかという中で、機械に残っていた外れたデータの一番マックスの状態、外れた最小から最大の間の中におさまっているだろう、その場合で使用しても問題ないだろうということを多分第三者機関が実施して、オーケー品だよ、適合品の範疇に入っているんだというようなことに持っていたのかなって想像はできるんですけど、違うんですかね、多分そういうことですよ、意味合いとしては。

多分そういうことかなとは思っているんですけど、ただ、残っていたというデータが全てではなくて、たしか三、四割は残ってなくて半分ちょっとぐらいが中に残っていたのかなというふう、報道でしかわかりませんよ、私は直接は聞いたわけじゃないので、多分それぐらい残った。じゃ、データそそのものがそのラインからはみ出しているものがどれだけあるのかというのはさっぱりわからんんじゃないかなと私は疑問に思ったことが1つと、それから、じゃ、そもそも残っていたデータが本当に検査してきたものであったということの証明にはならんんじゃないのかなということもある。それを第三者に提出したところで何の意味もないというふうに思っちゃうんですけど。

多分、そこらも踏まえて、さっき町長の答弁で、きちっと最終的に公表してくれというお話で、本当にそれはそうしていただきたいなと思うんですね。そこで最終的なお墨つきをいただくことになるんだろうと思いますけど、それについて答弁をもう一回お願いしたいのと、それから、もう一つ、私がさっき言った、要は、これはひょっとすると免震のほうではなくて制振用だったのかもしれないんですけど、要はねじの問題というのがあるって、これ、未公表事象として何かあるんですけど、ねじにかじりがあるってすき間があるみたいなピストンリングとの関係があるって、そういうような問題もあったということがあるんですけど、これは1点だけだというようなことが書いてあったんです。全部の中の1点ですね。

でも、これは現物を見に来なかったらわからんんじゃないかと僕は思ったんですよ。どういう状況でそれが発覚したのかわからないんですけど、これはひょっとすると免震ではなくて制振のほうかもしれません。その辺、どういうふうにお伺いしておるのか、一遍聞きたいと思いますけど。

○総務政策課長（伊藤啓二君） 議長。

○議長（伊藤律雄君） 総務政策課長。

○総務政策課長（伊藤啓二君） まず、免震ダンパーの適合性についての業者の説明に対してなんですけれども、最初にまずお伝えしておかないかんの、私どもの免震ダンパー、去年の11月の段階で公表された時点では、規格から適合していないというものではなしに、不明という段階で発表がされました。このことについて、最初、不明という扱いも非

常にあれだったんですが、結果として、2月の段階、そして12月の報告の段階で、うちのほうに使用されておるダンパーの真の値というものが出された。その値から検証した結果、国の定める基準なんですが、それぞれダンパー8本のデータについて数値を私どもは見せていただいて説明を受けたわけですけど、決して最初から8本全てが外れておるといものではないに、適合の範囲におったわけですね。なので、私どもとしても、最初から適合の範囲内におるものをどうして改ざんとして不明にしたんだということに対して説明を求めたんですが、KYB社のほうは検査担当のほうでおおむねそういった数値をよくする方向に必然的に行われておった事実があって、当町に出荷したデータについても、本来なら入っておるものだったものをさらによくする基準のほうに数値のほうが変えられたという説明でした。

ですので、このことについて、全く外れたものをどうかわからないというものではないに、真値のデータの測定の仕方といいますのは、私ども、説明を聞いただけでもどのような形で、それが本当にうちのダンパーに適しておる数値なのかどうかという判断はわからないところでございますが、その点については、国土交通省が認めた第三者機関のほうで検査値データというものが適正であるという評価を受けておる以上は、それらのことについて、先ほどのデータの検証であったり、分析方法であったりとかというところが、真にそのことで公で認めるのであれば、それをきちっと適切に公表してほしいと。そして、その上で私どもは対応するという事は伝えたことを先ほど伝えました。

また、補足でございますが、県内でこういったダンパーが発覚したというのは複数あるということも話をしまして、三重県のほうの当初の昨年の報告では、公共施設の中で8カ所が、私どもと同様なダンパーの問題があると指摘されました。その後、KYB社のほうに県内の他の機関のほうはどうなっておるのかというお話を伺ったんですが、KYB社からは施設のほうの管理者の同意をいただかなければ公表ができないということでございましたので、三重県のほうに問い合わせをさせていただいたところ、三重県のほうでは、この情報について追跡調査を今行っておりまして、この結果、私どもと同様に、ダンパーが安全であるというような基準を受けて対応しておるところが1カ所ございました。あと2カ所については、既にそれ以外にも外れておるといものが明らかだということがわかったということで、取りかえが済んでおるといのが2カ所、そして、また、今現在取りかえ工事を施工中というところが1カ所あるというふうに県からは聞いておって、あとの段階が残る4カ所についても不明なところがございますので、今後、それらについても三重県からの追跡調査の回答を待っていきながら、参考とはしていきたいと思っております。

今御指摘のあったねじの話の、いわゆる制振のほうの指摘がございましたけれども、KYB社からは、私どもの製品に対してその点の、恣意的であったとか、安全性の話はございませんでしたので、この品については適合品であるというふうに判断をしております。

以上でございます。

○議長（伊藤律雄君） 三輪一雅君、よろしいですか。

○6番（三輪一雅君） 議長。

○議長（伊藤律雄君） 6番議席、三輪一雅君。

○6番（三輪一雅君） 最終的にきちんと国のほうでもある程度お墨つきをいただいて最終的な、先ほどもお話がありましたけど、公表していただける、安全性を担保していただければ、それはそれで問題ないと思うんですが、疑問に思ったのは、一度確認だけしておいていただきたいのは、ねじの締結に問題があったという事象は、要は現物を見ない限りでは絶対私はこれはわからんと思うんですわ、普通に考えて。だって、それをやったということの証拠が例えば会社に残っていると。残っていたのを公表しなかつただけだから、それがあって発覚しましたということが1つ出てきたんだと思うんですけど、だから、それは会社に残っていたと。

ですけど、それを残さずに出荷するようなことがあれば、普通に考えればそういう問題も起こっておるのじゃないのかなと私は思ったんです。だから、現物を見に来ん限り、そんなことは絶対わからないと私は思ったので、ちょっと不思議だなと思ったんですけど、ただ、それは免震ではなくて制振のほうかもしれません。構造上、見ると、ピストンリングのねじの量だということなので、多分うちのものとピストンリングといっても締めつけ構造が違うので、ひょっとすると違うとは思うんですけど、一度もし確認できるならまた一度していただきたいなと思います。最終的にはきちんと適合品のお墨つきをいただければ、いいです。どこまでいっても何が本当かなんていうのはわからないところもありますし、最終的な公が判断していただければいいかなというふうには思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

では、次に移りたいと思います。

高齢者ドライバーの事故防止についてでございます。

高齢者ドライバーによる事故が全国で問題になっております。認知や運動能力の低下がその要因であることには間違いがございません。そんな中、当町は県下でも長寿の町となりまして、高齢化率も高い町となってきました。一部では免許を返納したいというお話もお聞きするんですけども、一方、当町は、車がないと利便性が悪いため、自動車を手放せないという現状もあります。

自主運行バスの充実を図っては来ましたが、最低限、生活のための買い物や病院への移動手段には車がないと不便というの、いたし方ない状況であります。自動車も衝突安全装置や自動運転等の技術も進歩してはきておりますが、まだ事故防止には不完全であります。

もちろん国など県なども含めてですが、施策に期待を寄せるところではあるんですけども、地域の特性を鑑みると、今後この問題を増加させないために木曾岬町としても、一般的な施策はもとより、何らかの自主的な対応策を打ち出していくことも必要ではないかと

考えるところであります。

この件は過去にも、一般質問以外の部分でも幾度と出てはいたと思いますけれども、具体的な動きには余りつながってきたとは思えません。既に何らかの手当てを打っていかねばならない状況に陥りつつあると考えますが、この問題は高齢者ドライバーの免許の返納のみならず、もともと免許を持たない方に対しても同様の施策が有効になることも考えあわせて、今後の当町の対応方法をどのように考えているのか、伺いたいと思います。

○議長（伊藤律雄君） 6番議席、三輪一雅君の質問に対し、町長、御答弁願います。

○町長（加藤 隆君） 議長。

○議長（伊藤律雄君） 加藤町長。

○町長（加藤 隆君） それでは、ただいまの三輪議員の2点目の高齢者ドライバーの事故防止についての質問に対し、御答弁を申し上げます。

本町の高齢化率、65歳以上人口の割合は、令和元年10月末現在において31.9%でございます。町民の約3人に1人が65歳以上でございます。

近年、高齢運転者の痛ましい交通事故が多発する中、事故を防止するための必要な方策として、身体機能の低下などの理由による運転免許証の自主返納制度など、運転に不安を持った高齢者などが運転免許証を返納しやすい環境づくりが進められております。

このように、自主返納した高齢運転者を含め、高齢化が進む現状を踏まえまして社会福祉協議会と協議を重ね、本年6月より日常的な買い物に困難を感じている70歳以上の方と障がいのある方で、付き添いがなくても御自身で買い物ができる方を対象に、無償で御自宅からスーパーマーケットまで車で送迎するお買い物支援及び足腰が弱くなって重い荷物が運べない方、体調が悪くて買い物に行けないなどの理由で御不自由なさっている方を対象に、食料品や日用品の買い物を代行し、御自宅までお届けする買い物代行サービスを実施いたしております。

また、同じく、社会福祉協議会において、在宅福祉事業の一環として福祉有償運送事業に取り組み、公共交通機関の利用が特に困難であるなど、一定の基準を満たした介護認定者や障がい者の方には、通院、通所、レジャーなどの外出支援を実施しておりまして、本町はこの事業に対して財政支援を行っているところでございます。

今後とも、生活に必要な交通手段を検討いたしまして、高齢者が住みなれた地域で安心して暮らし続けられる地域社会を形成していきたいと考えておりますので、御理解のほどをお願い申し上げます。

以上のことを申し上げ、高齢者ドライバーの事故防止についての御質問に対する答弁とさせていただきます。よろしく御理解のほどをお願いいたします。

○議長（伊藤律雄君） 三輪一雅君、よろしいですか。

○6番（三輪一雅君） 議長。

○議長（伊藤律雄君） 6番議席、三輪一雅君。

○6番（三輪一雅君） この問題は先ほど鎌田議員が質問された8050にもつながっているんですけど、私もちょうどそういう年齢になってきまして、本当に送り迎えしたり、そういうことをするようになってきました。

大変な状況だなと思います。まして今、全国的には5人に1人ぐらいと言われている、今、3人に1人が高齢者という状況になりつつあるうちの話で、本当に大変だなという状況を感じます。

今、社協のお話がありました。ちょうど私も少しかかわらせていただきましたので、買い物支援と代行サービスに関しては、どういう状況になるのかなということで少し注視しておったところなんですけど、実際、現状の利用状況はどんなふうなものがあるのか、それから、今そういう支援に対してのアンケート調査のようなものというのを行っているのかどうか、その2点をお聞きしたいと思います。

○議長（伊藤律雄君） 三輪一雅君の再質問に対して、御答弁願います。

○町長（加藤 隆君） 議長。

○議長（伊藤律雄君） 加藤町長。

○町長（加藤 隆君） 三輪議員の再質問でございます。

1つは、どれほどの利用者があるかということと、それから、アンケートのことについてのお尋ねでございますが、個別、個々のことでございますので、担当課のほうから説明をさせていただきますので、よろしく願いいたします。

○福祉健康課長（松本 大君） 議長。

○議長（伊藤律雄君） 福祉健康課長。

○福祉健康課長（松本 大君） まず、買い物支援の利用状況の内容です。

6月から始めたサービスなんですけど、利用登録者が現在約20名の方が登録されておりまして、定期的に利用されている方が6人です。そのうち運転免許証の返納をされている方が2人程度みえる状況でございます。

代行サービスにつきましては、今、登録しているのが2人で、定期利用されている方がその2人というような状況でございます。

今後、こういうサービスを引き続きPRして、皆さんに周知していきたいというふうに考えております。

アンケートについてなんですけど、現時点で、バスとかこういうような支援についてのアンケートは、今のところ、まだ検討はしていない状況でございます。

○議長（伊藤律雄君） 三輪一雅君、よろしいですか。

○6番（三輪一雅君） 議長。

○議長（伊藤律雄君） 6番議席、三輪一雅君。

○6番（三輪一雅君） 私が想定したより少ないですね。もっと活用されてみえるのかなと思ったら、意外と少なく、まだ実質20名程度というようなことで、それほど支援を

求めてみえないのかどうかというのはまだ不明ですけど、私の周りでも既にそういうのはないのかということをお伺いするところがありまして、多分アンケートをとられると、そういう方がたくさん出てくるんじゃないのかなという気がします。まだ多分このシステム自体を知らない方がたくさんみえて、社協にかかわってみると、それならそれをやるわという形で受けられる方があったとしても、なかなか、現状、わからないので受けられていないという方も多いと思うので、もう少しアピールしていくことが大事かなとは思いますが、多分アピールしていくとパンクしてしまうという状況が多分あって、難しい面もあるのかもしれない。

ただ、そういうことを言っている状況でもなくなってきたと思うんです。ですので、できれば早急にアンケート調査をやっぴり一度やっていただきたい。高齢者の方に送っていただいて、全世代に送っても知れているじゃないですか。1,000通送るのか、500通送るのか、ちょっとわかりませんが、今世帯数2,500余りで、何軒の方が対象なのかわかりませんが、直接全員に送っていただいて、もしこういうようなサービスがあればどれほどやるかということ具体的に調べて、特に最近、昨年だと池袋のああいう事故がありましたし、特に認知症で事故を起こされた場合の状況を見ていると、本当に悲しい気持ちになります。

そういうことを少しでも減らすためには、もちろん返納ということは大事なんですけど、実際、うちの場合は、例えば桑名や弥富に住んでいればある程度公共交通も充実しておりますので、そのあたりが、じゃ、やっておこうかという方もみえると思うんですけど、うちの場合はやっぱり、なかなかそこに結びつかない、車がないと不便だということで乗られる方が多いわけですね。それを少しでも改善できるような状況というのは、最低限のサービスを公が提供してやっていくべきではないかなという中で、今のアンケート調査をまず実施していただきたいことが1つと、それから、今の支援サービスも、もちろん今の状況はマンパワーもぎりぎりのところでやってみえるのもわかっていますので、必要に応じて財政支援というか、お金を投じて対応するような状況をつくっていくというのが大事かなというふうに思うんですが、そのあたり、具体的な計画というのはどういうふうに持ってみえるのか、お聞きしたいというふうに思います。

○議長（伊藤律雄君） 三輪一雅君の質問に対して、御答弁願います。

○町長（加藤 隆君） 議長。

○議長（伊藤律雄君） 加藤町長。

○町長（加藤 隆君） 三輪一雅議員の再質問でございます。

まさにこれからの高齢化社会へどんどん進んでまいりますし、免許証の自主返納者のこともございます。当然、私ども、そういった時代になってきましたので、そういった方々の生活の足をどう確保していくかということは、町としても非常に重要な問題だという認識を持っておりますので、そういったことについての取り組みを本格的にしていきたいと

いう基本的な考えは持っておりますので、来年度に向けてさらに検討を重ねていきたいと思っております。

具体的な予定があれば、福祉健康課長のほうから説明をさせていただきます。よろしくお願いたします。

○議長（伊藤律雄君） 松本課長。

○福祉健康課長（松本 大君） 今、町長が答弁されたとおりの内容なのですが、アンケート等については、また検討していきたいとは思っています。

それから、今後、買い物支援とかのPRについては、ことしの5月の広報紙でチラシのほうの折り込みをさせていただいて、住民のほうにも今回の買い物支援のサービスは周知のほうをさせていただいているんですが、今後も利用者というか、住民の方がこういうサービスを知っていただくためにまた周知のほうも進めていって、社会福祉協議会のほうとも連携してこの事業を進めていきたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。

○議長（伊藤律雄君） 三輪一雅君、よろしいですか。

○6番（三輪一雅君） 議長。

○議長（伊藤律雄君） 6番議席、三輪一雅君。

○6番（三輪一雅君） 今答弁があったとおりに進めていただければ結構かと思えます。どうぞよろしくお願いたします。

これで私の質問を終わらせていただきます。

○議長（伊藤律雄君） 一般質問が続いておりますが、ここで暫時休憩といたします。再開は10時40分より再開いたします。

午前10時18分休憩

午前10時40分再開

○議長（伊藤律雄君） 休憩を解き、一般質問を続けます。

続きまして、8番議席、中川和子君の質問を許します。

それでは、登壇の上、お願いたします。

○8番（中川和子君） 議長、8番。

○議長（伊藤律雄君） 8番議席、中川和子君。

○8番（中川和子君） 改めまして、皆さん、おはようございます。

ことし12月、最後の定例会、最後の一般質問として、2問質問を通告に従いましてさせていただきますので、よろしくお願い申し上げます。

12月に入り急に冷えてまいりました。こんなときこそ、温泉に入って心も体もほっといたしたいところです。

さて、秘湯として知られ、町内外から人々が訪れていた木曾岬温泉がことし4月から休業、しばらくして、経営者の死去により廃業となったようであります。経営者の方には、心よりお悔やみを申し上げたいと思っております。

さて、そのような状態の中、10月27日日曜日の夕方、火災が発生をいたしました。桑名市の消防本部隊、長島木曾岬分署署長、分署長は非番であったようですが、それから町内分団が駆けつけ、約3時間後に鎮火されました。

建物としては大変古く、危険な現場だったのではないかと推測をされますが、消防本部と消防団、消火体制のマニュアルはどのようになっているのでしょうか、お伺いいたします。

○議長（伊藤律雄君） 8番議席の中川和子君の質問に対し、町長、御答弁願います。

○町長（加藤 隆君） 議長。

○議長（伊藤律雄君） 加藤町長。

○町長（加藤 隆君） それでは、ただいまの8番議席、中川和子議員の木曾岬温泉についての御質問に対し、御答弁を申し上げます。

火災現場での消防署と消防団との関係は、車の両輪に例えられるように、どちらが欠けても円滑な消火活動は難しくなると言われております。特に広範囲に被害が及ぶと予測される火災現場では、消火活動に際してより多くの人員が求められることから、消防団の力は必要不可欠でございます。

消防団の現場での主な活動内容につきましては、まず1つには、消防署が到着するまでに行う初期消火及び付近住民の安全確保を行うための2次災害の予防と現場周辺の交通整理や防火水槽への補給などを行う後方支援、さらには、鎮火後の現場の警戒などを行う残火処理などがございます。決して目立つものではないかもしれませんが、どの活動につきましても、一連の消火活動の中で重要な任務を担っていると思っております。

これらの任務を行うに当たっては、消防組織法第18条第3項では、「消防団は、消防長又は消防署長の所管の下に行動するもの」とされており、また、木曾岬町消防団に関する規則第12条第1項では、消防団が災害現場に出場した場合には、「消防団長の指揮の下に行動しなければならない。」とされております。

こういった規定があることからもわかりますように、消防署と消防団との組織的な行動が求められる災害現場で、効率的かつ適切な安全管理が確保された活動を実現させるためには、明確な指揮系統のもとで上位者が指示、命令を出して、それを下位の者が的確かつ迅速に把握し行動することが必須でございます。

具体的に言えば、災害現場で設置される消防本部指揮隊と消防団長が密に連絡調整を行い活動方針を決定して、消防団員に対して指揮監督を行う。消防団員は、その命を受け、それぞれの任務の遂行に当たるということになるわけでございます。

災害は、多種多様であり、発生時の気象条件、建物構造などの条件によりまして、危険度も千差万別だと言われております。消防団としては、どのような状況下にあっても的確な指揮のもと、確実に任務を遂行できるよう、日ごろから訓練に励んでいるところでございます。

以上のことを申し上げ、中川議員の木曾岬温泉についての御質問に対する答弁といたし

ます。御理解のほどをよろしく願いいたします。

○議長（伊藤律雄君） 中川和子君、よろしいですか。

○8番（中川和子君） 議長。

○議長（伊藤律雄君） 8番議席、中川和子君。

○8番（中川和子君） 最初に一般質問の通告内容をきちんと申し上げなかったのは申しわけありません。木曾岬温泉のことです。

今、町長から一通りの説明をいただいたんですが、これがマニュアル化されているかどうかをお聞きしたいと思います。

○議長（伊藤律雄君） 中川和子君の質問に対して、御答弁願います。

○危機管理課長（小島裕紹君） 議長。

○議長（伊藤律雄君） 小島課長。

○危機管理課長（小島裕紹君） マニュアル化のほうは、されておられません。

以上です。

○議長（伊藤律雄君） 中川和子君、よろしいですか。

○8番（中川和子君） 議長。

○議長（伊藤律雄君） 8番議席、中川和子君。

○8番（中川和子君） なぜされていないのか、お聞きしたいと思います。

○危機管理課長（小島裕紹君） 議長。

○議長（伊藤律雄君） 小島危機管理課長。

○危機管理課長（小島裕紹君） 先ほど町長の本答弁にもございましたように、災害現場というのは千差万別、さまざまございまして、マニュアル化するというよりも、むしろ現場で指揮隊というものを設置した中での安全管理、これが災害現場での第一の優先事項だというふうに捉えておりますので、指揮隊が設置されたその指揮隊の指示のもとに動く、こういった流れを持っているということで、マニュアル化しているものではないということでございます。

以上です。

○議長（伊藤律雄君） 中川和子君、よろしいですか。

○8番（中川和子君） 議長。

○議長（伊藤律雄君） 8番議席、中川和子君。

○8番（中川和子君） いろんな現場があって柔軟に対応されるのは本当に大変なことだとは思いますが、ある一定のマニュアルがあって、それに従って柔軟な対応をしていけばいいと思うんですが、今後もマニュアル化される予定はないんでしょうか。

○危機管理課長（小島裕紹君） 議長。

○議長（伊藤律雄君） 危機管理課長。

○危機管理課長（小島裕紹君） 文字としてマニュアル化する予定はございませんが、指

揮系統の訓練という形で、現場で指揮隊から受けた命令をどのように下位の者に伝えるかというような訓練は、引き続き実行していきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（伊藤律雄君） 中川和子君、よろしいですか。

○8番（中川和子君） 議長。

○議長（伊藤律雄君） 8番議席、中川和子君。

○8番（中川和子君） 今、町長が火災出動規定の条目を言われたんですが、済みません、私の聞き間違いだったのか、もう一度、出動規定の何条のことを言われたか、よろしいですか。消防組織法は18条と言われたんですけど、町の火災出動規定は何条と言われたのか、確認をしたいんですが。

○議長（伊藤律雄君） 再答弁願います。

○危機管理課長（小島裕紹君） 議長。

○議長（伊藤律雄君） 危機管理課長。

○危機管理課長（小島裕紹君） 本答弁にありましたのは、木曾岬町消防団に関する規則というものの12条ということでございます。

以上です。

○議長（伊藤律雄君） 中川和子君、よろしいですか。

○8番（中川和子君） 議長。

○議長（伊藤律雄君） 8番議席、中川和子君。

○8番（中川和子君） 今回の火災現場ですが、木曾岬温泉、ゴールデンランドと以前は呼ばれていたらしく、非常に古い建物であるという認識なんですが、こういう古い建物の場合、建物自体にアスベストが含まれているのではないかとということが想像されるんですが、そのところの認識が本部なり消防団のほうには伝わっていたんでしょうか。

○危機管理課長（小島裕紹君） 議長。

○議長（伊藤律雄君） 危機管理課長。

○危機管理課長（小島裕紹君） 災害の現場において、そのような情報があったかどうかは、確認はしておりません。

以上です。

○議長（伊藤律雄君） 中川和子君、よろしいですか。

○8番（中川和子君） 議長。

○議長（伊藤律雄君） 8番議席、中川和子君。

○8番（中川和子君） 私も火災の現場に立ち会ったわけではないので、あくまでも伝え聞いた話なんですが、消防本部のほうでホースで放水をしたと。中の状況がよくわからない中で、消防団の団員に中のほうにも入るように指示があったと。先ほどアスベストの問題はどうなっているかわからないということだったんですけど、かなり煙は充満していた

みたいで、そういう素人目から見るとすごい危険な場所に消防本部の本部隊ではなくて消防団が入るのは、先ほど上位から下位へ指揮系統が流れて、そういう指揮が下されたら入るとはあったんですが、今回、分団員が危険な目に遭うのではなかったのか、幸いなかったようなんですが、危険な環境に置かれるのではなかったのかなと危惧があったんですが、いかがでしょうか。

○危機管理課長（小島裕紹君） 議長。

○議長（伊藤律雄君） 危機管理課長。

○危機管理課長（小島裕紹君） まず、建物の中に入ったというようなことが先ほど言われたと思いますけれども、そういった装備もない中で入ったという事実はございません。そういった命令も下ってはおりません。

消防団が行いましたのは、外部から放水をしたというところがございます。放水に関しましては、建物内に張られておりました天井材、これがかなり高温になってきたということで、これを冷却、消火する必要があるということで、消防団が放水を外から行ったというふうなことでございまして、議員御指摘のとおり、煙が充満している建物の中に入る、そういった訓練も行っておりませんし、装備も持っておりませんので、そういったことは今回の現場のみならず、火災現場ではないというふうに確認しております。

以上です。

○議長（伊藤律雄君） 中川和子君、よろしいですか。

○8番（中川和子君） 議長。

○議長（伊藤律雄君） 8番議席、中川和子君。

○8番（中川和子君） そうですよ。装備もないのに入ること自体はあり得ないことだと思います。しかし、装備もない中で、入るようなことがあったように伺ったので、今後はそのようなことがないように、訓練の中でもやっていただけたらなと思います。

先ほど、すごい細かいことなんですけど、消防団員の条例があって、規則の12条と言われましたが、それは出動規定とはまた違いますか。

○危機管理課長（小島裕紹君） 議長。

○議長（伊藤律雄君） 危機管理課長。

○危機管理課長（小島裕紹君） 繰り返しになりますが、木曾岬温泉の現場で消防団員が中に入ったということはないというふうに思っておりますので、それはどちらから聞かれた情報かわかりませんが、そういった報告は受けておりませんし、そういった命令も出てはおりません。

それと、木曾岬町消防団に関する規則で申し上げましたのは、これは指揮系統の問題でありまして、消防団長の指揮のもとに消防団員は行動しなければならないということが書いてあることをお伝えさせていただいているというものでございます。

以上です。

○議長（伊藤律雄君） 中川和子君、よろしいですか。

○8番（中川和子君） 議長。

○議長（伊藤律雄君） 8番議席、中川和子君。簡潔明瞭で頼みます。

○8番（中川和子君） 簡潔明瞭に言っていますよ。簡潔明瞭に言っています。

〔「根拠のあることを言ってもらわないかん」と呼ぶ者あり〕

○8番（中川和子君） 根拠があります。ちゃんと関係者から伺っています。

○議長（伊藤律雄君） 静かに願います。

○8番（中川和子君） 今回、分団は火災出動規定によると、出動の根拠というか、第1出動の範囲でよろしかったですか。

○危機管理課長（小島裕紹君） 議長。

○議長（伊藤律雄君） 危機管理課長。

○危機管理課長（小島裕紹君） 今回は、第1出動と申しますか、基本的に地元分団が出る。建物の場合は隣接の分団も出るということになっておりますけれども、今回の場合は第4分団が地元分団でございます。応援に第5分団、それと、放水の関係がありましたので、第3分団の一部の団員に出ていただいたというふうなことで、そこら辺は臨機応変に対応させていただいたというところでございます。

以上です。

○議長（伊藤律雄君） 中川和子君、よろしいですか。

○8番（中川和子君） 議長。

○議長（伊藤律雄君） 8番議席、中川和子君。

○8番（中川和子君） 3、4、5と3分団が出動して消火に当たっていただいたと。これでも人手が足りなかったようなことを伺っているんですが、火災の大きさにもよるかもしれないんですが、人が足りているかどうかというのはどこで判断されるのか。もし足りない場合は、例えば第1分団、一応ほかの分団も自宅で待機というようなことがあるようなので、そういうときにはほかの分団にも声をかけるというのはどの時点でされる。第2出動の基準、第3出動の基準はあるんですが、今回の場合、人手が足りなかったというようなことも伺っているので、そういうとき、やっぱり人手を出す基準というのは、あくまでもこれに……。

〔「問題外の質問はやめてください」と呼ぶ者あり〕

○8番（中川和子君） いや、問題外じゃありません。

○議長（伊藤律雄君） 危機管理課長。

○危機管理課長（小島裕紹君） 今回、人手不足という観点をどこで捉えられたのかはわからないんですけれども、放水の命令が下ったもので放水ができたということと、残火処理もきちんとできたというところで、消防団を管轄する危機管理課といたしましては、そこで人手不足が生じていたというふうには考えていないところです。

また、全分団が出る場合でございますけれども、延焼によって近隣にかなりの被害が及ぶであろうという場合、もしくは建物内である程度の被害者がいるであろうというふうに想定された場合は、全分団に出ていただくというような対応をとるようでございます。

以上です。

○議長（伊藤律雄君） 通告に基づいて発言ください。

中川和子君、よろしいですか。

○8番（中川和子君） 議長。

○議長（伊藤律雄君） 8番議席、中川和子君。

○8番（中川和子君） だから、通告に従って発言していますよ。

一般質問、再質問ですので、それがいろんな範囲に……。

〔「議長に対してどういう」と呼ぶ者あり〕

○8番（中川和子君） だから、やじ……。

○議長（伊藤律雄君） 発言に対して気をつけてください。

○8番（中川和子君） ほかの議員の発言はとめてください。

今回、適切な消火体制がとられていたというような答弁でしたが、実際、消火に当たられた方からお話を伺いましたが、なかなか、そうは現場は言っていないようなので。

先ほど文字ではマニュアル化をしないが、指揮系統の訓練は引き続き行っていくということでしたが、訓練が今年度減っているのではないかというようなことも危惧されますが、いかがですか。

○議長（伊藤律雄君） 危機管理課長。

○危機管理課長（小島裕紹君） 前年度に比べまして、訓練の内容は確かに減らした部分もございます。それは以前の全協のほうでも御説明させていただいたとおりでございますが、回数を減らしただけでありまして、内容については種々それぞれ検討して実行しておりますので、今後も引き続き、回数も含めて行っていきたくとふうに考えております。

以上です。

○議長（伊藤律雄君） 中川和子君、よろしいですか。

○8番（中川和子君） 議長。

○議長（伊藤律雄君） 8番議席、中川和子君。

○8番（中川和子君） 消防団の方には、引き続き町内の安全を守っていただきたいので、しっかりとした訓練と、それなりの手当をしていっていただきたいと思います。

---

---

---

---

- 議長（伊藤律雄君） 質問内容が異なっていますので、気をつけてください。
- 8番（中川和子君） \_\_\_\_\_
- 議長（伊藤律雄君） ただいまの質問は、取り消します。
- 8番（中川和子君） \_\_\_\_\_
- 議長（伊藤律雄君） 何ですか。
- 8番（中川和子君） \_\_\_\_\_
- 議長（伊藤律雄君） 質問以外でございますので。
- 8番（中川和子君） \_\_\_\_\_
- 議長（伊藤律雄君） 温泉についての内容でございます。消防団についての話でございます。
- 8番（中川和子君） \_\_\_\_\_
- 議長（伊藤律雄君） 消火の質問に入っていますので、それ以外は。
- 8番（中川和子君） \_\_\_\_\_
- 議長（伊藤律雄君） 消火マニュアルの件でございますので。
- 8番（中川和子君） \_\_\_\_\_
- 議長（伊藤律雄君） もう一度言います。通告します。
- 先ほどの意見、全て取り消します。先ほどの発言は取り消します。
- 8番（中川和子君） \_\_\_\_\_
- 議長（伊藤律雄君） 先ほどの、先ほどの質問。
- 8番（中川和子君） \_\_\_\_\_
- 議長（伊藤律雄君） はい。
- 8番（中川和子君） \_\_\_\_\_
- 議長（伊藤律雄君） いや、今の質問です。
- 8番（中川和子君） \_\_\_\_\_
- 〔「3回目ですよ、議長」と呼ぶ者あり〕
- 議長（伊藤律雄君） じゃ、マニュアルについてということになっていますので。
- 8番（中川和子君） \_\_\_\_\_
- 議長（伊藤律雄君） 消防団と消火体制のマニュアルという通告を受けておりますので、その点、ひとつ御注意願いたいと思います。
- 8番（中川和子君） \_\_\_\_\_
- 議長（伊藤律雄君） 最後の通告でございますよ。
- 8番（中川和子君） \_\_\_\_\_
- 議長（伊藤律雄君） それは違います。
- 中川和子君の一般質問を取り消します。
- 8番（中川和子君） \_\_\_\_\_

〔「議長、動議」と呼ぶ者あり〕

○議長（伊藤律雄君） やめてください。

○8番（中川和子君） \_\_\_\_\_

○議長（伊藤律雄君） いや、もう全て取り消します。

3回やってもあなたは忠告どおりしないため、議長判断であなたの一般質問は全て取り消します。

○8番（中川和子君） \_\_\_\_\_

○議長（伊藤律雄君） じゃ、続けてください。

○8番（中川和子君） 12月に入ってますます暗くなってまいりました。私も町道鍋田川線の沿線に住んでいる者として、以前から考えていたことを今回一般質問としたいと思っています。

圧倒的というか、車で通ることが多いんですが、車で通るときも夜になると本当に暗いなということを感じます。ほかの道路と比べていないんですが、県道も以前より街灯がふえました。ほかの町道も以前より街灯はふえておりますが、鍋田川線については圧倒的に街灯が少ない。非常に危ないのではないかと考え、増設すべきではないかと考えております。これも新たに電柱を設置するのではなくて、今ある電柱につければ済む問題ではないかと考えていますが、いかがでしょうか。

2つ目として、自転車は軽車両であるため、本来、車道を走行すべきですが、実際、走行してみると余りにも危険です。大型車が通る影響なのか、路肩がすごく危なくなっていて、それから、後ろからあおられるし、すごく危険を感じます。ラバーポールを置いた関係で部分的に歩道を可とする案内看板が立てられましたが、ここは車道、ここは歩道って、それに従っていくとかえって危険度が増すのではないかと考え、歩道可の案内板は撤去したほうが妥当ではないかと考えますが、いかがでしょうか。

11月の広報にも載っておりましたが、昨年度、主要11事業のうち、鍋田川沿線舗装修繕に約5,000万円が投資をされています。道路改良を重ねているとは言うものの、通り抜けの、しかも大型車の通行規制をしなくては、状態は改善されないのではないのでしょうか。以上、3点について、当局の見解をお伺いいたします。

○議長（伊藤律雄君） 8番議席、中川和子君の質問に対して、御答弁願います。

○町長（加藤 隆君） 議長。

○議長（伊藤律雄君） 加藤町長。

○町長（加藤 隆君） それでは、ただいまの中川議員2点目の町道鍋田川線についての質問に対し、御答弁を申し上げます。

まず1点目の、圧倒的に街灯が少なく増設すべきではないかについてでございますが、「道路照明は、夜間において、あるいはトンネル等の明るさが急変する場所において、道路状況、交通状況を的確に把握するための良好な視環境を確保し、道路交通の安全、円滑

をを図ることを目的とする。」と定義されており、町道鍋田川線においては、交差点部や横断歩道部には必要な道路照明が設置されております。

次に、2点目の自転車は軽車両であるため、本来、車道を走行すべきであるが、実際走行してみると余りにも危険、部分的に歩道可とする案内看板があるが、かえって危険度が増すのではないかと御質問でございますが、町道鍋田川線では、騒音・振動対策などを目的に、平成27年度から順次ラバーポールを設置していますが、設置に当たり、桑名警察署との協議の中で、ポストコーン設置区間は自転車が車道部を走行しづらいので、歩道部へ誘導する表示をしてはどうかといった提案をいただいているところでございます。

議員御指摘のとおり、自転車は原則車道部を走行することとなっておりますが、より安全に自転車を御利用いただくために、ポストコーン設置区間の起点部には歩道側への矢印を、そして、終点部には車道側へ戻す矢印を表示した看板を設置していることを御理解いただきたいと思います。

最後に、3点目の昨年度主要11事業のうち、鍋田川線舗装修繕に約5,000万円が投資されている。道路改良を重ねているというものの、通り抜けの、しかも大型車の通行規制をしなくては、状態は改善されないのではないかと御質問についてでございますが、町道鍋田川線は町内有数の交通量を有する主要な幹線道路であるにもかかわらず損傷が著しいことから、平成26年度から舗装修繕事業に着手いたしまして、早期完成を目指して鋭意進めているところでございます。

町道鍋田川線を通行する大型車両は、単なる通過車両もございしますが、鍋田川工業団地内の事業所を初め、町内の数多くの事業者も利用をいただいているところでございます。このような中、大型車両の通行規制を行いますと全ての大型車両が対象となり、経済や事業活動に影響を及ぼす恐れがございます。

このことから、大型車の通行規制するのではなく、大型車の通行にも耐え得る強固な舗装にするとともに、住宅地につき静かにとか、通過車両の通行は御遠慮をなどといった看板や、先ほども申しあげましたポストコーンを設置いたしまして、ドライバーに対して、走行速度を抑え、安全運転の啓発に努めているところであり、今後とも適切な維持管理に努めていきたいと考えているところでございます。

以上のことを申し上げ、中川議員の町道鍋田川線についての御質問に対する答弁とさせていただきます。よろしく御理解のほどをお願いいたします。

○議長（伊藤律雄君） 中川和子君、よろしいですか。

○8番（中川和子君） 議長。

○議長（伊藤律雄君） 8番議席、中川和子君。

○8番（中川和子君） 町長が私の質問をなぜ繰り返し読まれるか、よくわからなかったんですが。

〔「皆さんにわかりやすく説明するためです」と呼ぶ者あり〕

○8番（中川和子君） ありがとうございます。というか、皆さん、手元にありますのでわかると思いますけれども。

街灯が少ないことについてですが、良好な視環境って、見る環境ということによろしいですかね。それが町道に関しては、横断歩道だとか交差点にはあるので、増設は必要ないというお考えなんではないでしょうかね。

実際、町長も通られるからわかると思うんですが、確かに横断歩道とか交差点にはあるものの、その期間が長いところは非常に暗いですし、危ないと思うので、横断歩道、交差点以外のところに本当に要らないのかどうなのか、点検されることはされませんか。

それから、私は全ての大型車を通行規制しろとは毛頭申し上げるつもりはありません。工業団地もありますし、これからいろんな会社も出てくることでしょうし、私が申し上げるのは、通り抜けの車両です。それに関しては県警のほうからの提案もあって、許可証を発行することで、ある一定の程度、通り抜けの車両規制ができるのではないかとということはどうお考えでしょうか。

それから、道路改良を重ねているということですが、もともとこの道路は、こんな大型車両が走るようにはつくられていたのでしょうか。道路改良を重ねていて、深く掘って地盤をかたくしているようなことを前にお伺いしたんですが、それにしてはたびたび工事がどうしても、それにしては早く傷みやすい。だから、もともと大型車の通行には適している道路ではないと考えますが、いかがですか。

先ほどラバーポールがスピード抑制になるということも言われましたが、スピードを落としている車に対して追い越しをしていく車があるんですね。1点、これは自分、うちの車でも体験をしました。追い越していったすぐ先にトラックが走ってきて、本当にあわや重大事故になるところでした。その後も追い越しを見かけています。そういう意味では、ラバーポールは本来の意味でのスピード規制にはなっていないと考えます。また、ラバーポール自体にぶつかっていく車があるんですね。

ラバーポール自体がすごくこすれていたりだとか、それから、一番新しく設置された辰高団地はいつか何十本も飛んでいて、再工事をされたという経緯もあります。さらに、大型トラックの下についているランプが道路に飛散して非常に危ない、こういうことも考えれば、本当にラバーポールは適切な処置なのかなと思います。

以上の点について、お答えを願います。

○議長（伊藤律雄君） 再答弁を願います。

○町長（加藤 隆君） 議長。

○議長（伊藤律雄君） 加藤町長。

○町長（加藤 隆君） 中川議員から、町道鍋田川線の課題を御指摘いただいております。それぞれ以前からもそういったことについての御質問をいただいた経緯もございますが、それぞれ御案内のように、町としては町道鍋田川線は非常に重要な路線と認識しております。

す。ただ、御指摘のように、言うまでもなく、私自身も、町民の皆さんも、あるいは議員の皆さんも、執行部も、全て同じように認識を持っております。年々大型車両を中心に通行車両、通過車両が多くなった事実はございます。

したがって、沿線の皆さん方に御心配やら御迷惑やらおかけしておることは十分承知をしております。しかし、町道鍋田川線の道路としての位置づけ、そして、また、道路というのはお互いが通行するためにあるわけでございますが、特定の事情によって特定の車両を規制していくというのは非常に難しい問題がありますし、何せ私ども木曾岬町は、他の市町の道路を通らせていただかなくては、生活も経済も成り立たないような町でございますだけに、通過車両だけをというのは非常に私は難しいと考えております。

それから、対策については、それぞれ今まで何年間かけて対策を講じてきました。舗装の路面の問題もそう、それから、安全対策の問題についても、先ほどラバーポールのことも御指摘でございましたが、これも住民の人たちに非常に喜んでいただいたと私は受けとめております。

それぞれ沿線の人たちからいろんな要望をいただいております中で、行政としてできることは最大限やらせてきていただいておりますが、ただ、御迷惑やら御心配をおかけしておることは事実でございますので、私どもとしては、町道鍋田川線の通行車両をいかに分散して通過車両を少なくするかということで、町内でも県道バイパス、そして、また、愛知県側の道路、特に名古屋第3環状線、155号線の工事の進捗を早く図っていただくようにということで、私が就任して以来、愛知県に、そして、三重県、弥富市さん、それぞれに要望活動をさせていただいて、早く新しい路線が確保できれば当然通過車両が分散されますので、それだけ皆さん方に御迷惑をおかけすることが少なくできるだろうということで、そういったことも含めて最善の努力をさせていただいておりますというふうに思っておりますので、御理解を願いたいと思います。

以上でございます。

○議長（伊藤律雄君） 中川和子君に申し上げます。

質問時間が迫っておりますので、簡潔明瞭でお願いいたします。

○8番（中川和子君） 議長。

○議長（伊藤律雄君） 8番議席、中川和子君。

○8番（中川和子君） 特定のものだけ通過規制をするのは難しいということでしたが、町内には重量規制をかけているところもありますよね。そういう重量規制は無理なのかということと、あと、沿線の方々から一定の御理解はいただいているようなことをお伺いしましたが、先ほどの鍋田川の交通量が多いこととあわせて、やっぱり上が怖いから下道におりるといふ、例えば富田子の集会所のある下道なんかによく抜け道として通られて、非常に道路が傷みやすいというような声もいただいております。

それから、2011年に交通量の調査をされて、その後、ラバーポールを置いたような

ことも伺っていますが、その後、交通量の調査、先ほど町長からは、沿線の方からはラバーポールを置いたことによって……。

○議長（伊藤律雄君） あと10秒でございますので。

○8番（中川和子君） 歓迎の声を聞いているということですが、実際、どのような効果があったのかはきちんとデータによって出していきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（伊藤律雄君） 答弁願います。

○建設課長（内山幸治君） 議長。

○議長（伊藤律雄君） 内山建設課長。

○建設課長（内山幸治君） 幾つか御質問があったかと思えます。

重量規制について、特に大型車両規制に関してなんですが、中川議員がおっしゃっていただいた大型車規制をかけてしまうと、全ての車両というのが全国的にそうなっているので、なかなか部分的にはできないということで、大型車規制をすると全て対象になってしまいますよということは全てあれなんですが、重量規制というところは、御質問があったのは、基本的に橋梁とかの古い構造物などがあって、それに大型車が通ると既存の施設が壊れてしまう、そういうときに重量規制をかけていることが多いかと思えます。

ですので、今回、鍋田川線においてはそういうものがないので、その対象ではないのかなというふうに考えております。

あと、大型車が通ることによって非常に下道を通られるということであれば、入り口のところに看板等、標識を立てたりして、地域の方々と御相談させていただきながら、そういう通り抜けの車両は御遠慮くださいというような対策をしていきたいと思っております。

あと、交通量についてでございますが、平成23年度以降、実施しておりませんので、また必要に応じて必要であれば対応していきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（伊藤律雄君） 時間が過ぎていきますので、よろしいですか。

○8番（中川和子君） はい。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（伊藤律雄君） 一般質問は全て終わりましたので、御理解願いたいと思います。

〔「議長、発言をお許してください」と呼ぶ者あり〕

○議長（伊藤律雄君） 何でしたか。

〔「確認です」と呼ぶ者あり〕

○議長（伊藤律雄君） はい。

〔「どういう、今、場面設定ですか」と呼ぶ者あり〕

〔「よろしいですか」と呼ぶ者あり〕

〔「よろしいって、どういう発言。おかしいじゃないですか」と呼ぶ者あり〕

ぶ者あり。

○議長（伊藤律雄君） 伊藤好博議員につきましては、一般質問でございますので、発言は遠慮いただきたいと思います。

〔「先ほどの発言の中の議長の発言を確認したいんですが、よろしいですか。よければ結構ですし」と呼ぶ者あり〕

○議長（伊藤律雄君） 以上をもちまして、通告をいただきました一般質問は全て終了いたします。これにて一般質問を終わります。

日程第 2 議案第 5 3 号 令和元年度三重県桑名郡木曾岬町一般会計補正予算（第 3 号）  
について

日程第 3 議案第 5 4 号 令和元年度三重県桑名郡木曾岬町国民健康保険特別会計補正  
予算（第 2 号）について

日程第 4 議案第 5 5 号 令和元年度三重県桑名郡木曾岬町介護保険特別会計補正予算  
（第 3 号）について

日程第 5 議案第 5 6 号 木曾岬町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例  
の制定について

日程第 6 議案第 5 7 号 木曾岬町企業誘致促進条例の制定について

日程第 7 議案第 5 8 号 木曾岬町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制  
定について

日程第 8 議案第 5 9 号 町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の  
制定について

日程第 9 議案第 6 0 号 木曾岬町地域経済牽引事業の促進のための固定資産税の課税  
免除に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第 1 0 議案第 6 1 号 木曾岬町農業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例  
の一部を改正する条例の制定について

日程第 1 1 議案第 6 2 号 木曾岬町公共下水道条例の一部を改正する条例の制定につ  
いて

○議長（伊藤律雄君） 続きまして、これより議事に入ります。

日程第 2、議案第 5 3 号、令和元年度三重県桑名郡木曾岬町一般会計補正予算（第 3 号）  
についてから日程第 1 1、議案第 6 2 号、木曾岬町公共下水道条例の一部を改正する条例  
の制定についてまでの 1 0 議案を一括上程し、それを議題といたします。

上程しました議会議件名を議会事務局長に朗読いたさせます。

〔職員朗読〕

○議長（伊藤律雄君） ただいま議題としました議案につきましては、定例会開会日に町  
長の提案理由説明と執行部による詳細な説明が行われておりますので、これより議案の質  
疑に入ります。なお、質疑の回数は、会議規則第 5 5 条の規定により、1 議題につき 1 議

員3回までとなっておりますので、御承知をお願いいたします。

初めに、日程第2、議案第53号、令和元年度三重県桑名郡木曾岬町一般会計補正予算(第3号)についての審議をいたします。質疑のある方は御発言ください。

○8番(中川和子君) 議長、8番。

○議長(伊藤律雄君) 8番議席、中川和子君。

○8番(中川和子君) 10ページの財政調整基金繰入金2,900万円ですが、これの主なものの財源に充てるとして、小学校のトイレの改修事業が充てられているんですが、それほど大きな金額ではないのかなと思っているんですが、いかがでしょうか。

それから、出のほうに行きますが、会計年度任用職員制度による財務会計システムの改修ですが、今回、非正規職員の処遇が大きく変わるわけですが、財務会計システムの改修ということで160万、これは一般財源からですが、こういう国が大きく制度を変えるときには、ほかのものと国から補助金なり負担金が出るように思うんですが、今回はなぜ出ていないのでしょうか。

それから、33ページですが、今回、補正予算給与費明細書の中で、町長等、期末手当が、後ろの条例にもあるんですが、0.05カ月分引き上げられていますが、期末手当を見ますと、月例数、4.45から4.5に上がったにもかかわらず、金額は同額という、こうやって見た場合に一瞬どういうことなのかなと、ちょっとわからないので回答願いたいと思います。

○総務政策課長(伊藤啓二君) 議長。

○議長(伊藤律雄君) 総務政策課長。

○総務政策課長(伊藤啓二君) まず、御質問いただきました、10ページの財政調整基金の財源の充当先の件についてかと思いますが、それでよかったですかね。

このたびの充当先については、説明させていただきましたのは、教育費の中の小学校の大規模改修事業に伴う財源補填、並びに補足させていただきますのは、道路建設改良費の事業調整制度の対象事業の工事費に対する充当、これが主な財源の補填先かと思えます。

続きまして、16ページの一般管理費の委託料の160万円に対する国等の財源措置はないのかという御指摘かと思いますが、全協の時間にもお話しさせていただきましたとおり、総務省に対して会計年度制度の任用に対する移行につきましての財源措置は、具体的な予算要求等についてまだ指摘を受けていないものですから、このことについては、現在のところ、具体的な国の措置がないというふうにとめてはおりません。

そして、3点目の33ページの期末手当のことの明細書についてなんですが、確認させてもらいますが、この明細書の中の期末手当において、どのようなことが合っていないことでしたか。

○8番(中川和子君) だから、4.45が4.5になったのに、金額が一緒ということ。

○議長(伊藤律雄君) 挙手をしてから発言ください。

○8番（中川和子君） 今のは、だって、あれですもん。1回には入らないでしょう。

○総務政策課長（伊藤啓二君） 議長。

○議長（伊藤律雄君） 総務政策課長。

○総務政策課長（伊藤啓二君） 失礼いたしました。

今の明細書の中の期末手当の支給額の4.45が4.5に変わっておるのに、金額のほうの記載が変わっていないということでよかったですか。

このことについては確認をさせてください。

以上でございます。

○議長（伊藤律雄君） ほかに御質疑ございますか。

○8番（中川和子君） 議長。

○議長（伊藤律雄君） 8番議席、中川和子君。

○8番（中川和子君） 先ほどの財政調整基金の取り崩しですが、提案理由には小学校のトイレ改修事業しか名前が挙げられていなかったのも、確認をさせていただきました。

それから、会計年度任用職員制度にかかわる財務会計システムの改修ですが、内容がよく理解できなかったのもう一度お願いしたいのと、それから、26ページの農業総務費の中、みえ森と緑の県民税市町交付金基金積立金ですが、今回、旧南部幼稚園・保育園の改修工事で県産材を利用するための財源としていたが、内装材の見直しにより県産材を利用しないこととなったことから、今年度、基金に積み立てるとありますが、県産材を利用すればこれだけのものが入ってくるので、使ってもよかったのではないかと思うんですが、いかがでしょうか。

○総務政策課長（伊藤啓二君） 議長。

○議長（伊藤律雄君） 総務政策課長。

○総務政策課長（伊藤啓二君） 1点目の財政調整基金については御理解いただいたということで、わかったんですね、充当先は。

2点目の会計年度制度に対するシステムの改修費に対する国の措置はという御質問なんですけど、これは会計年度制度の移行を含めて、全てが総務省のほうから何らかの財政措置をとというような話は、全協のときでは総務省は行っていく方針であるというような説明を受けたのでございますが、まだ現在のところ具体的な措置については、こちらとしては県からの通達は受けておらないという状況です。

以上でございます。

○福祉健康課長（松本 大君） 議長。

○議長（伊藤律雄君） 松本課長。

○福祉健康課長（松本 大君） 26ページのみえ森と緑の県民税の交付金の基金の積立金で、南部幼稚園・保育園の改修で県産材をなぜ使わなかったかという内容なんですけど、当初の改修計画では、ふれあいサロンの場所と地域交流室の場所について、壁面の一部を

木質化することを検討しておりました。ただ、ふれあいサロンにつきましては、特定の利用者に限定されるために、今回の県産材の補助金の対象外ということになりました。

また、地域交流室については、改修計画の見直しによりまして、現状のまま再利用することになりましたので、補助金を活用する必要がなくなりましたので、今回、県産材を使わなくなったという理由でございます。

以上です。

○議長（伊藤律雄君） ほかにございますか。

○8番（中川和子君） 議長。

○議長（伊藤律雄君） 8番議席、中川和子君。

○8番（中川和子君） 先ほどの会計年度の任用職員制度、総務省から何もまだ明確なものがないということですが、町のほうから要望として上げていくことはできないんですか。

○総務政策課長（伊藤啓二君） 議長。

○議長（伊藤律雄君） 総務政策課長。

○総務政策課長（伊藤啓二君） この制度ことに対しては、まだ具体的な支援措置に対しては明確な情報が出ていない。ただ、総務省は、当初の段階で、このことに対して市町のほうが移行する経費に対して何らかの措置を講じていくというような方針は伝えられましたが、具体的なものの措置がないだけのことでございますので、しばらくの間はもう少し計画の様子を見させてもらいますし、このことについては、町村会を通じて国のほうにはこの制度に対する措置的なことについても要望は上げていただいておりますので、このことについて、報告をさせていただきます。

以上です。

○議長（伊藤律雄君） ほかに質疑ございませんですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（伊藤律雄君） 質疑がないようですので、質疑を終結したいと思います、これに異議ございませんですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（伊藤律雄君） 異議なしと認め、質疑を終結します。

次に、日程第3、議案第54号、令和元年度三重県桑名郡木曾岬町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）についてを審議いたします。質疑のある方は御発言ください。

○8番（中川和子君） 議長、8番。

○議長（伊藤律雄君） 8番議席、中川和子君。

○8番（中川和子君） 43ページ、社会保障・税番号制度システム整備費補助金、確認ですが、たしか今年度分と言われたと思うんですが、ということは、来年度分、再来年度分とふえ続けていくものなのかな。国保は1年ごとの保険証は更新なんです、その都度改修費が必要となってくるのか。資格確認等のオンラインシステムについても、もう少し

具体的な説明をお願いしたいと思います。

○住民課長（山田克己君） 議長。

○議長（伊藤律雄君） 山田課長。

○住民課長（山田克己君） まず、補助金のことですが、これ、今年度分と言いましたのは、今年度は個人を特定するために2桁の枝番を振るということで、その補助金をもらってシステムを改修するという事です。

これは令和3年度の3月から本格運用しますので、来年度もこの作業がありまして、そのシステムの出力を今度していくということで、ほかの全国的なシステムとシステムを結ぶという出力システムの電算改修がありますので、来年度、また150万ほどのシステム改修を計画しております。

ですので、システムというものは全国的な、木曾岬町の電算とか国保連合会の電算関係とか、あと、医療機関の電算関係、あと、社会保険の支払基金というものがあるんですけど、そういうものを全部連携させていくというのがこの電算システムですので、その辺を連携していくということで御理解いただきたいと思います。

以上です。

○議長（伊藤律雄君） ほかに質疑ございませんですか。

○8番（中川和子君） 議長。

○議長（伊藤律雄君） 8番議席、中川和子君。

○8番（中川和子君） 今、資格確認等のオンラインも今一緒に言っていたのね、説明としては。

○住民課長（山田克己君） そうです。

○8番（中川和子君） 国保、来年度もシステム改修150万つくということで、社会保障・税番号制度システムの整備費補助金については、国から100%でいろんなものに、11月5日からは税番号制度を使えば旧の名前が使えるとか、そんなことも始まったわけですが、どんどんどんどん国の税金がこういうところに使われて、再来年度から健康保険証もマイナンバーカードでできるということですが、マイナンバーカードの取得が進まない中で、どんどんどんどん国の税金を使ってこういうのを広げていって、保険証にまでこういうものが使われるということは、いろんな情報が出ることになってしまうので非常に危険だと思うんですが、そのあたりはいかがでしょうか。

○住民課長（山田克己君） 議長。

○議長（伊藤律雄君） 山田課長。

○住民課長（山田克己君） この制度は国の制度に従って行っておりますので、その辺、個人情報漏えいのこととかを言われていると思うんですが、その辺は十分注意して、国の制度に従って進めていくこととなりますので、御理解いただきたいと思います。

以上です。

○議長（伊藤律雄君） ほかにご質疑ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（伊藤律雄君） 質疑がないようですので、質疑を終結したいと思います。これに異議ございませんですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（伊藤律雄君） 異議なしと認め、質疑を終結します。

次に、日程第4、議案第55号、令和元年度三重県桑名郡木曾岬町介護保険特別会計補正予算（第3号）についてを審議いたします。質疑のある方は御発言ください。

○8番（中川和子君） 議長。

○議長（伊藤律雄君） 番号を言ってください。

○8番（中川和子君） 議長、8番。

○議長（伊藤律雄君） 中川和子君。

○8番（中川和子君） 59ページですが、施設介護サービス給付費2,229万7,000円の減額になっております。これ、説明では老健とか介護医療院に入る方が少なくなったと伺っていますが、その理由と、あと、特別養護老人ホームはどうなっているのかお聞きしたいのと、それから、61ページ、4款の地域支援事業費、1項の介護予防・生活支援サービス事業費は313万6,000円の減額になっております。利用者が減ったことが要因にはなっているんですが、なぜ利用者が減ったのか、その内容がわかれば教えてください。

○福祉健康課長（松本 大君） 議長。

○議長（伊藤律雄君） 松本課長。

○福祉健康課長（松本 大君） まず、59ページの施設の介護サービス給付費なんですが、こちら、昨年度の利用者等を比較しまして、主に老健で38人の方が32人の6人減少、介護療養型医療施設で5人の方が3人になり、2人減少しております。給付費において、前年度比で1%の減少をしている状況で、今回減額補正する状況でございます。

特養につきましては、実際には利用者のほうがふえてはいるんですけれども、特養は去年と比べたら28人の方が32人で、4人の方がふえている状況なんです。施設のほうの過誤の請求とかもありまして、現状としては余りふえたことに対して給付費のほうはふえていないような状況でございます。

施設利用者が減ってきている要因というのは、傾向としましては、居宅介護のほうのサービスの給付のほうは追加で今回ふえているということもありますので、居宅での介護のサービス受ける方がふえて、単純に施設の入所者が現状としては減ったのかなというような、推計からは見られる状況ではございます。

それから、61ページのまず地域支援事業費の関係なんですが、介護予防・生活支援のサービスの事業費の内容ですけれども、こちら、通所型のサービス事業の委託料でござい

ます。こちらにつきましては、社会福祉協議会で実施しているふれあいサロンの利用者数が昨年度と比較して、49人が今年度36人で、13人減少しております。委託料としましては、前年比の30%が減少しておりますので、今回、減額をしている状況でございます。

この13人、昨年と比較して減っていることに関しましては、対象者自体は減ってはいないんですけれども、ほかの施設利用とかもされている方がいるということで、減っているのかなという状況でございます。

その次の介護予防のケアマネジメント事業費の委託料の内容でございます。

こちらは、ケアプランのAで、1カ月当たり5件が2件となりまして、3件減少しました。その次に、ケアプランのBで、1カ月当たり54件が27件で、27件の減少をしております。今回、本当はケアプランの作成に関しまして委託する予定をしていたんですけれども、委託先の居宅介護支援事業者が体制の見直しをしたことによるものと、あと、地域包括支援センターで利用者の家族が相談している中で、複雑化した相談が今多いことから、現状、委託することができなくて、地域包括支援センターのほうでケアプランを作成したりしている状況から、今回委託が減少して減額補正するという状況でございます。

以上です。

○議長（伊藤律雄君） ほかに質疑ございますか。

○8番（中川和子君） 議長、8番。

○議長（伊藤律雄君） 8番議席、中川和子君。

○8番（中川和子君） 特養はふえているが、過誤の請求があったということですが、その過誤の請求について伺いたいのと、複雑な案件がふえてきて地域包括でということですが、例でいいので、複雑な案件とはどのようなものが上がっているのでしょうか。

○福祉健康課長（松本 大君） 議長。

○議長（伊藤律雄君） 松本課長。

○福祉健康課長（松本 大君） まず、先ほどの59ページの特養に関しましては、実際に請求を事業所のほうから出ている請求書に対して誤りがあったということで、今、その分の過誤の見直しをすることによって、実際には利用者がふえていても過誤の調整をすることによって余りふえていないという状況で御理解いただきたいと思います。

あと、ケアマネジメントの61ページの内容なんですが、地域包括支援センターでの複雑化しているというのが、実際に地域包括支援センターのほうの窓口でケアプランの作成だったりケアマネジメントについて、地域包括支援センターの職員が直接話し合いをしている中で、その話し合いをしたことに対して複雑な内容のものを委託先に、また委託者に説明するというような状況よりもタイミング的にもそのまま、説明するまでなく複雑化しているの、職員が自分でケアプランを作成していて委託できていないという状況でございます。

○議長（伊藤律雄君） ほかに質疑ございませんですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（伊藤律雄君） 質疑がないようですので、質疑を終結したいと思います。御異議ございませんですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（伊藤律雄君） 異議なしと認め、質疑を終結します。

次に、日程第5、議案第56号、木曾岬町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定についてを審議いたします。質疑のある方は御発言ください。

○8番（中川和子君） 議長、8番。

○議長（伊藤律雄君） 8番議席、中川和子君。

○8番（中川和子君） 条例には、フルタイム会計年度任用職員とパート会計年度任用職員が両方うたわれているわけですが、全協でも説明をいただきましたが、当町の任用根拠としては、今までの非正規の方をパートにすると。その理由は何なのかということと、第2条には給料のことが書いてあって、パートタイムの方には期末手当が出るということがうたわれているわけですが、新聞等の報道によりますと、期末手当が出るかわりに月額が減ることになるのではないかというようなことが載っていましたが、当町ではどのようになるでしょうか。

○総務政策課長（伊藤啓二君） 議長。

○議長（伊藤律雄君） 総務政策課長。

○総務政策課長（伊藤啓二君） まず、全協で説明をさせていただきました私どもの会計任用制度の移行のことについてなんです。今現在、私どものほうで対象となる非常勤職員といいますのは、事務補助員や保育所補助員、全て含めまして、9月現在で46名、この方々は来年、令和2年度からの段階で、今現在、任用移行を調査させていただいていますが、全て移ったとなれば、パートタイムの会計年度任用職員として採用していくということでお話をさせてもらったと思います。

今現在の中で、それぞれの方々に対して雇用の状況、そして、それぞれの事業の場所において、勤務時間条件を確認させていただきながら、必要な人員について、新たな制度の中ではパートタイムの会計年度任用職員で存続、契約雇用をさせていただくということを前提にお話をさせておるということでございます。

そして、2点目の第2条の給与においては、パートタイムにおいて期末手当がということでございますが、新たな制度の中では、今回、会計年度任用制度において、期末手当の支給が発生しますのは、現在までフルタイムの方につきましては期末手当の対象となっておりますが、パートタイムの方については、この分が支給がないということでございます。今回の移行によって、制度改定によってパートタイムの方についても期末手当の支給が必要となるということでの説明をさせていただいたものでございます。

そして、パートタイムの期末手当のことに關してですが、基本的には年間の支給月数といひますのは2.6カ月となりまして、月額で6月支給時が1.3カ月、そして、12月支給時が1.3カ月の支給になりますが、議員が指摘をされた段階におきまして、最初の雇用についてはその分の満額支給がされないのではないかという御指摘でよかつたんですか。そこが生ずるのではないかという御指摘というふうに、パートタイムの場合というふうでよかつたんですか。もう一度御質問をしていただければと思います。

○8番(中川和子君) じゃ、だから、期末手当は出るんですけど、その一方で、月額を減らすことにはならないのかということです。

○総務政策課長(伊藤啓二君) 議長。

○議長(伊藤律雄君) 総務政策課長。

○総務政策課長(伊藤啓二君) その分について、私どもとしては、現在の支給額と調整しながらさせていただいておりますので、年額として計算をさせていただくということでございますので、支給額は上がっていくほうになるかと思ひます。

以上でございます。

○議長(伊藤律雄君) ほかに質疑ございますですか。

○8番(中川和子君) 議長、8番。

○議長(伊藤律雄君) 8番議席、中川和子君。

○8番(中川和子君) 今、年額、報酬ですよ。会計年度職員の報酬は年額上がっていくというような回答をいただいたと思うんですけど、今まで8時半から5時15分、フルで働いていらつしゃつた方も何人かいらつしゃると思うんですが、その中で、来年の4月からは15分短縮して7時間30分だと。それでパートタイムに切りかえていくことですが、15分短縮されても年額が上がっていくという理解でよろしいんですか。

○総務政策課長(伊藤啓二君) 議長。

○議長(伊藤律雄君) 総務政策課長。

○総務政策課長(伊藤啓二君) 今の現在の雇用形態の状況を確認させてもらいながら、そして、新しく来年度から会計任用制度で行っていただく場合には、今のパートタイムの方については7時間30分、この7時間30分の中で就業をしていただけるような雇用形態に今変えつつあります。変えつつあることによって事業を充足させていきながら、来年度のこの方々に対しての雇用を条件に、確認をとらせていただいております。したがって、今の段階では、その方々が御了解いただければ、全ての方をパートタイムの会計年度任用職員として採用していくという状況です。

この方々の手当については、年間の金額を今確認させていただきながら、そして、新たにパートタイムの方については、フルタイムの方は今でも期末手当が支給されておりますので、それは変わらないですけれども、パートタイムの方については、期末手当が新たに発生するということが出てまいりますので、このことについては、年額の換算をさせていた

だくと、支給を提示させていただいておおむね変わることはない、それ以上のものになっていくのではないかとこのように説明をさせていただきました。

以上です。

○8番（中川和子君） 議長、8番。

○議長（伊藤律雄君） 中川和子君。

○8番（中川和子君） フルタイムの方は今までも期末手当が出ているということですが、今回、フルタイム職員をなくすんですよね。そうすると、皆さんパートタイムになるということで減っていくんじゃないですか、今までフルタイムでやってみえた方は。

○総務政策課長（伊藤啓二君） 議長。

○議長（伊藤律雄君） 総務政策課長。

○総務政策課長（伊藤啓二君） パートタイムの方に対しても全て期末手当が支給されるという意味ですので、現在も支給されておる方であっても、会計年度制度へ移行後についても期末手当は支給されます。今現在のフルタイムでない方の分については、その分だけに新たな期末手当が発生するということになってくると思います。

以上です。

○議長（伊藤律雄君） ほかに質疑ございませんですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（伊藤律雄君） 質疑がないようですので、質疑を終結したいと思います。これに御異議ございませんですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（伊藤律雄君） 異議なしと認め、質疑を終結します。

次に、日程第6、議案第57号、木曾岬町企業誘致促進条例の制定についてを審議いたします。質疑のある方は御発言ください。

○8番（中川和子君） 議長、8番。

○議長（伊藤律雄君） 8番議席、中川和子君。

○8番（中川和子君） 誘致する企業に対して、対象年度を5年、総額を3億円にした根拠と、ほかの他市町の例も一応いただいていたので見たんですが、それで、要件にしている従業員数が当町では加味されていませんが、そうしなかったのはなぜなのかということと、町民生活の安定に資することを目的にするために新たな優遇措置条例を制定するものとあるんですけれども、これ、優遇措置をすることによって町に入ってくる税収は減ってくるので、これが町民生活の安定に資することになるのかなということを考えるのと、後に議案第60号で地域経済牽引事業の促進のための条例が改正されるので、私はそちらがあれば十分ではないかなと考えるんですが、いかがでしょうか。

○総務政策課長（伊藤啓二君） 議長。

○議長（伊藤律雄君） 総務政策課長。

○総務政策課長（伊藤啓二君） まず、本条例を制定する際に、全協でもお話をさせてもらいましたが、1点目の3億円を限度としたところは何でかということなんですけど、全協のときにお渡しさせていただきました県内の市町の誘致企業制度の一覧、これは議員も見させていただいて他市町ではどういう金額かということは御存じのとおりかと思いますが、私どもとしまして、近隣市町、四日市市で最大10億円、さらには、場合によっては3億円、そして、桑名市においても1億円、こういった近隣市町の支援措置の内容を踏まえて、このたびについては制度5カ年以内の中で3億円を上限とするという制度にさせてもらいました。

続いて、2点目の私どもの優遇措置条例の要件の中に雇用条件がないのがということの御質問であったかと思えます。

私どもの今回の優遇措置制度、まずは、この後、出てまいります、地域未来法での対象事業の拡大事業によって、干拓地において今まで優遇措置を持っておりました。しかし、地域未来法の関連では、特に製造業や食品産業に係るといふところの部分しか課税の優遇措置の対象になってこないという部分がありましたので、こういった企業をやはり干拓地、あるいは町内で優遇していくためには、未来法だけでは外れていく企業さんもございますので、それを補足する意味で、この制度でそれ以外の業者、例えば物流であったりとか、そういった企業さんのほうへも対応するというような対策で誘致を図っていきたいということを目的としたものでございますので、あえて優遇措置の中に面積要件と、さらには建物の建蔽率要件、そして、投下固定資産総額というものを基本といたしまして、今回の条例を制定するものでございます。

そして、3点目の議案第60号で出てまいります、この制度との整合性という意味での御質問であったんですかね。

〔「それは質問じゃない」と呼ぶ者あり〕

○総務政策課長（伊藤啓二君） それはいいですか。

以上でございます。

○議長（伊藤律雄君） ほかに質疑ございませんですか。

〔「税収の問題は、町に入ってくる税収の問題」と呼ぶ者あり〕

○総務政策課長（伊藤啓二君） 議長。

○議長（伊藤律雄君） 総務政策課長。

○総務政策課長（伊藤啓二君） 今現在の段階でどのぐらいの税収が干拓地あるいは町内にどのぐらい上がってくるかまでの試算まではしておりません。

以上です。

○議長（伊藤律雄君） ほかに質疑ございませんですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（伊藤律雄君） 質疑がないようですので、質疑を終結したいと思います、これ

に異議ございませんですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（伊藤律雄君） 異議なしと認め、質疑を終結します。

ここで暫時、昼の休憩といたします。再開は1時30分より行いますので、よろしくお願いたします。

午前 11時55分休憩

午後 1時30分再開

○議長（伊藤律雄君） 休憩を解き、本会議に戻します。

次に、日程第7、議案第58号、木曾岬町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを審議いたします。質疑がある方は御発言ください。

○8番（中川和子君） 議長、8番。

○議長（伊藤律雄君） 8番議席、中川和子君。

○8番（中川和子君） 今回、持ち家に対する住宅手当の廃止がうたわれているわけですが、当町の職員でこれに関して対象となる職員は何名いますか。

○総務政策課長（伊藤啓二君） 議長。

○議長（伊藤律雄君） 総務政策課長。

○総務政策課長（伊藤啓二君） 現在の職員の中での持ち家で住居手当を支給されている者の人数についての御質問でございますが、現段階でこの数字を把握しておりません。申しわけございません。

○議長（伊藤律雄君） ほかに質疑ございますか。

○8番（中川和子君） 議長、8番。

○議長（伊藤律雄君） 8番議席、中川和子君。

○8番（中川和子君） 今まで出ていたものが廃止をされるということで、制度の後退ではないかと考えるところです。

あと、初任給のところは若年層を中心に、多少ではありますが、上がっていくという給料制度の変更もあるんですが、当町では、最近の採用傾向としては大卒の方が多いわけですが、例えば今後高卒の方を採用していこうとする場合に、初任給が最低賃金を下回るようなことはないのか、お伺いいたしたいと思います。

○総務政策課長（伊藤啓二君） 議長。

○議長（伊藤律雄君） 総務政策課長。

○総務政策課長（伊藤啓二君） このことにつきましては、人事院勧告に基づいて改正を行っておるものでございますので、その点についてもクリアはしておるといふふうに解釈はしております。

また、住居手当のことにつきましては、これも人事院勧告のほうに基づくものでございまして、現行職員につきましては附則の事項で説明をさせていただきましたように、附則

の事項に住居手当の経過措置もございますので、こういうことで同様な対応を私どもはさせていただきますような形で人事院勧告に合わせていただいておりますので、御確認をお願いしたいと思います。

以上でございます。

○議長（伊藤律雄君） ほかに御質疑ございませんですか。

○8番（中川和子君） 議長、8番。

○議長（伊藤律雄君） 8番議席、中川和子君。

○8番（中川和子君） 住居手当については経過措置があるということでしたが、じゃ、経過措置によって制度の後退にはつながらないと考えてよろしいですか。

○総務政策課長（伊藤啓二君） 議長。

○議長（伊藤律雄君） 総務政策課長。

○総務政策課長（伊藤啓二君） 何度も言わせていただきましたように、これは人事院勧告に基づくものでございます。制度の後退云々で、私どもはこうやって上位法令に合わせさせていただきながら改正をさせていただくものでございます。

具体的な経過措置等につきましては、説明も申し上げましたとおり、減給保障の分については、令和3年3月31日までの間、保障させていただくという内容の附則事項もございますので、内容等について御理解をお願いしたいと思います。

以上でございます。

○議長（伊藤律雄君） ほかに御質疑ございませんですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（伊藤律雄君） 質疑がないようですので、質疑を終結したいと思います。これに異議ございませんですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（伊藤律雄君） 異議なしと認め、質疑を終結します。

次に、日程第8、議案第59号、町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを審議いたします。質疑のある方は発言ください。

○8番（中川和子君） 議長、8番。

○議長（伊藤律雄君） 8番議席、中川和子君。

○8番（中川和子君） 先ほど補正予算のところで、期末手当の割合が変わっているのに、なぜ金額のところは変わっていないかとも関連するので、そのところ、後でということだったので、今ここで回答はいただけますか。

○総務政策課長（伊藤啓二君） 議長。

○議長（伊藤律雄君） 総務政策課長。

○総務政策課長（伊藤啓二君） 議案第53号において御指摘をいただきました給与費の明細書の金額の部分でございますが、この給与費明細書につきましては、予算と整合させ

ることが原則でございます。このたびの給与改定にあわせまして、特別職におきましても一般職と同様に、人勸による給与改定が引き上げられました。そのことによって、特別職の給与費を対象科目といたしましては、総務費の一般管理費で予算計上をしておるわけでございますが、一般管理費につきましては、一般職員の分もあわせて科目の中で対象経費として支出しております。

このたび一般管理費におきましては、ごらんとおり、補正は入っておりません。といいますのは、一般管理費におきまして、当初予算におきまして、新採職員並びにそういった者についての予算を計上しておる関係から、このたびの給与改定分におきましては、これらの予算も踏まえまして、科目全体として補正する必要がなかったということで計上はしておりません。

したがいまして、予算との給与費明細書におきましても、その点も含めて、補正をさせていただいておりませんので、当初の補正前の数字と補正後の数字が一緒の額でございます。ただし、このたびの人勸については、一般職同様に、0.05カ月分の引き上げがございましたので、このことをもって、支給率につきましては4.45カ月から4.5カ月として掲載させていただきました。

以上でございます。

○議長（伊藤律雄君） ほかに質疑ございますか。

○8番（中川和子君） 議長、8番。

○議長（伊藤律雄君） 8番議席、中川和子君。

○8番（中川和子君） ですので、説明はいただいたんですが、人勸で0.05の支給割合が上がっているのに相殺で予算書には上がっていないんですが、実質的には上がっているという解釈でよろしいですね。

○総務政策課長（伊藤啓二君） 議長。

○議長（伊藤律雄君） 総務政策課長。

○総務政策課長（伊藤啓二君） 人勸に基づき、同様に対応させていただきます。

○議長（伊藤律雄君） ほかに質疑ございませんですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（伊藤律雄君） 質疑がないようですので、質疑を終結したと思いますが、これに異議ございませんですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（伊藤律雄君） 異議なしと認め、質疑を終結します。

次に、日程9、議案第60号、木曾岬町地域経済牽引事業の促進のための固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを審議いたします。質疑のある方は御発言ください。

○8番（中川和子君） 議長、8番。

○議長（伊藤律雄君） 8番議席、中川和子君。

○8番（中川和子君） 今回、対象を広げたわけですけれども、対象を広げる前までに、条例がなかったために課税免除が受けられなかった事業所はありますか。

○総務政策課長（伊藤啓二君） 議長。

○議長（伊藤律雄君） 総務政策課長。

○総務政策課長（伊藤啓二君） 本条例の支給根拠となりますのが、国の指定する地域未来法に該当して対象となる必要がございます。したがって、当町内におきまして、過去においてこの未来法の適用を受けた企業はございません。

以上です。

○議長（伊藤律雄君） ほかに質疑ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（伊藤律雄君） 質疑がないようですので、質疑を終結したいと思います。これに異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（伊藤律雄君） 異議なしと認め、質疑を終結します。

次に、日程第10、議案第61号、木曾岬町農業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを審議いたします。審議のある方は御発言ください。

○8番（中川和子君） 議長、8番。

○議長（伊藤律雄君） 8番議席、中川和子君。

○8番（中川和子君） 今回、特別会計の健全化を図るためということで料金改定がされておりますが、下水道料金等検討委員会でも検討されまして、全協でも説明を受けましたが、今回、ぱっと見てというか、10立方メートルまでの料金ですが、92円という、2円という端数が出ているんですが、これは消費税の関係かなとも思うんですが、92円という2円が、ほかの立方メートルのところに比べて端数なので、これはどうにかできなかったのかなということ、今回、内税から外税にするということですが、ほかの自治体も内税から外税にしているということですが、内税ですと、消費税ごとにそれが消費税が妥当かどうかということも議論に上がるかと思うんですが、外税にしてしまえばそういう議論もなく、消費税が上がっていても何も議論もされないということに対してはいかがなものかと思うんですが、どうでしょうか。

○建設課長（内山幸治君） 議長。

○議長（伊藤律雄君） 内山建設課長。

○建設課長（内山幸治君） まずは、2点御質問があったかと思うんですが、10立米から20立米のところは92円と、ほかは10円丸めなので、92円というのは丸められなかったかという御質問だったかと思うんですが、まず、そもそもこの条例案を出すときに

当たって、下水道の使用料検討委員会で審議したのは中川議員も御承知のとおりかと思えます。

その中で、月20立米当たり、ある基準を決めてどれぐらい上げるのが妥当なのかという、非常に熱心な議論をしていただいて決めたわけでございます。その中で、大体これぐらいだという中で、結果的に92円という数字が出てしまったというのが現状になります。

あと、1つ、従量制でいいところは、やっぱり料金改定において1円単位で値上げができる、料金調整ができるということで、たまたま今回はそういう使用料検討委員会の答申結果において92円というのを決めさせていただいたというのが1点でございます。

次は、内税と外税の話なんですが、これは水道料金と合わせたいということと、議員御指摘があるかもわからないんですが、他市町でも同様なことを行っていると。また、消費税改定によって内税ですと必ず条例改正をしなければいけないという、事務の煩雑も出てくることから、今回、外税方式にさせていただきたいということで御理解のほうをいただきたいと思えます。

以上です。

○議長（伊藤律雄君） ほかに質疑ございませんですか。

○6番（三輪一雅君） 議長、6番。

○議長（伊藤律雄君） 6番議席、三輪一雅君。

○6番（三輪一雅君） 全協のほうでも散々議論をさせていただいたところなんですけれど、1点だけ確認したくて、今回は法人に関してはそのまま変わらずということの結果的に選択しているわけですけど、本来であれば同様にやっていくべきではないかということ、これは従量制ではないので、特殊と言えば特殊なんですけど、従量制に移行するというのも1つの手段でしょうし、もう一方は、少なくともこれに乗じたぐらいの平均的にやはり料金をアップしていくべきではなかったのかなという気もしますが、その辺の選択はどのようにされたのかということをお聞きしたいと思います。

○建設課長（内山幸治君） 議長。

○議長（伊藤律雄君） 内山建設課長。

○建設課長（内山幸治君） 法人料金につきましては、今現在、一般世帯と法人世帯の1立米当たりの下水道の使用料の単価が、30年度の決算ベースでございますが、一般世帯で大体83.8円、法人等は141円という形になってございます。つまり、現況、法人等の使用料単価は一般世帯に比べて1.7倍ぐらい高い値段に設定されているということがございます。

ですので、今回、法人を従量制に変えてしまうと非常に大きな収入減になってしまうというところで、今回、ある程度、一般家庭の料金体系が上がってきたときに、同様な数字になったときに今の口数体系から従量制に変えていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○6番（三輪一雅君） 議長、6番。

○議長（伊藤律雄君） 6番議席、三輪一雅君。

○6番（三輪一雅君） ということは、私が勘違いしておるのかもわからないですけど、法人の水道料からの分析というのをしっかりされておるといことですか。もう一回。

○建設課長（内山幸治君） 議長。

○議長（伊藤律雄君） 内山建設課長。

○建設課長（内山幸治君） そうです。今現状、法人と一般でそれぞれ分けて値段をはじいて算定して、それぞれ1立米当たりの単価を出しているという状況でございます。

○議長（伊藤律雄君） ほかに質疑ございませんですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（伊藤律雄君） 質疑がないようですので、質疑を終結したいと思います。これに異議ございませんですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（伊藤律雄君） 異議なしと認め、質疑を終結します。

次に、日程第11、議案第62号、木曾岬町公共下水道条例の一部を改正する条例の制定についてを審議いたします。質疑のある方は御発言ください。

質疑ございませんですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（伊藤律雄君） 質疑がないようですので、質疑を終結したいと思います。これに異議ございませんですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（伊藤律雄君） 異議なしと認め、質疑を終結します。

以上をもちまして、本日の議事日程は全て終了いたしました。

本日は、これにて散会といたします。

午後 1時43分散会

○議長（伊藤律雄君） 議員の皆様には慎重な審議、ありがとうございました。また、加藤町長を初め執行部の方々には、大変御苦労さまでした。なお、最終日は12月12日午前9時より再開されますので、御出席を賜りますようお願い申し上げます。皆様、大変御苦労さまでございました。